様式

47

2 面(計算明報書)

2 申告する特定口座の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の 区分	取 引 (金融商品取引業	先 者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差 引 金 額 (譲渡所得等の金額)	源泉徵収税額
源泉口座 簡易口座	証券会社 鍵 行 ()	本店出張所	円	円	円	E
源泉口座 簡易口座	証券会社 鍵 行 ()	本店安店出張所				
源泉口座 簡易口座	証券会社 銀 行 ()	本店技術				
源泉口座 簡易口座	証券会社 鍵 行 ()	本店店出張所		2		
源泉口座 簡易口座	証券会社 銀 行 ()	本店支店出張所				
合 :	计 (上場分(特定口图	E))	1面①^	1面④^		申告書第二表「所得の内訳」機へ

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲 渡年月日	譲渡した 株式等 の銘柄	数量	譲渡先 (金融商品 取引 業者等)の 所在地・名称等	譲渡による 収入金額	取得費(取得価額)	護渡のた めの委託 手 数 料	取年月	得日
未公開分上 場 分			林口		Ħ	円	T.		•
未公開分上 場 分			2	2					
未公開分上 場 分			20	3					
未公開分 上 場 分			100	18					
未公開分 上 場 分									: :
240		未	公	開 分	T面①へ	1面3へ	1面50へ	7 0	/
合	#I	上場	分 (一般口座)		1面)④へ	1面5个	/	

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる 金額の計算書(平成 年分)【租税特別措置法第41条の5用】

	Va.		
住所 (又は 事業所 事務所 居所など)		フリガナ 氏 名	

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本 年分において、租税特別結置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受 ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰 越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。 詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.ntago.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも 用意してあります。)をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

	(かずの直頭は、)	7.6 13 11 44 4 4 1	10 - 11- 60.01
(「居住用財産の	基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 譲渡損失の金額の明和書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合 益通算及び練越控除用)」の⑥の合計欄の金額を書いてください。)	0	P
①の金額以外 通算後の金額を	象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との 書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない 額を書いてください。)	2	
374	例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額 (特定損失額) りいずれか少ない方の金額を書いてください。)	3	
	失の金額 申告書B第一表①及び申告書第三表®・図の金額の合計額又は申告書 を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	4	
本年分が青色 申告の場合	不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	(5)	
本年分が白色 申告の場合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	6	
	譲渡損失の繰越基準額 ⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は())を書いてください。)	0	
(③の金額と⑦の	9越される居住用財産の譲渡損失の金額 ①金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地 ㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。) ②企額 ② (土地等の前項) 四 (土地等の前項) 四 (土地等の前項) 四 (土地等の前項) 四 (土地等の前項) 四 (土地等の前項)	8	

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合 は、「上記③の金飯」からその黒字の金飯を差し引いた金飯とします(「上記③の金飯」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)。

※2 「事業所得の金額」とは、申告書 B 第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の②、②の金額の合計額とします。

(平成25年分以降用)

H26.11

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から平成27年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する 譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年1 月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のもの を除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等(契約において債量 期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)の金額を有し、かつ、その取得をした 年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得 の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所 得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡 損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益過算をすることができます。

また、その年の前年以前3年内の年において生じた純損失の金額(概益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうちに土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
 - 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等 特別控除を受けられる方へ」(国税庁ホームページ【www.ntago.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも 用意してあります。)参照)。
 - 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し題付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を 超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、 主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある 場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
- (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (4) (1)の家屋が災害により減失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有 期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年 の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

2 買換資産の範囲

特例の適用対象となる「賈換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有 する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。) 又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあ るものをいいます。

- (1) 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50ml以上であるもの
- (2) 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

3 特例の適用を受けるための手続等

撮益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表) (居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の 対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。

線越控除の特例の適用を受けるためには、損益適算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合で あって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)に 買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添 付する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【www.nta.go,jp/taxanswer】をご覧いただくか、 税務署におたずねください。

0

の 計 算

申

告

書 ٤

C	V. 3. F. 5	
番	목	
-	1.50	

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる 金額の計算書(平成 年分) [租税特別措置法第41条の5の2用]

住 所	フリガナ	
住 所 (又 は 事業所 事務所 医病など)	氏 名	

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、 本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける 方及び翌年分以後の各年分において租税特別結置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特 例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。

詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。 なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

P		基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額	特例の計算の
	1	産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損び繰越控除用)」の⑦の合計欄の金額を書いてください。)	(「特定居住用財
	2	象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との 書いてください(黒字の場合は 0 と書きます。)。また、①の金額以外にない 級を書いてください。)	(①の金額以外) 通算後の金額を
	(3)	日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲 した残額 産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損 及び繰越控除用)」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除 の場合は 0 と書いてください。)	渡価額を控除 (「特定居住用財 失の損益通算及
	(4)	例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (のいずれか少ない金額を書いてください。)	
	(5)	失の金額 中告書 B 第一表①及び申告書第三表 〇・〇の金額の合計額又は申告書第四 いてください。なお、純損失の金額がないときは () と書きます。)	
	(6)	不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額(それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	本年分が青色 申 告 の 場 合
	7	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	本年分が白色 申告の場合
	(8)	産の譲渡損失の繰越基準額	特定居住用財
	·@/	Dを差し引いた金額 (引ききれない場合はO) を書いてください。)	(多から⑥又は⑦
25	9	り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	

- ※1 「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)が ある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(上記④の金額より、その黒字の金額が多い場 合は () とします。)
- ※2 「事業所得の金額」とは、申告書 B 第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
- ※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の◎、◎の金額の合計額とします。

H26.11

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年1月1日から平成27年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合(その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。)において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額(その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
 - 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務 と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】 からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)参照)。
 - 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については 一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を 二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のう ちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
- (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (4) (1)の家屋が災害により減失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

2 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の 金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「特 定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第 41条の5の2用】(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限 内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の 特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)を提出する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】 をご覧いただくか、税務署におたずねください。

様式

50

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

H	1 税者	住所			氏名			電新番号		
		土 地	宅 地・そ	の他 (. W)		(ਜੀ) ਜੀ
	資産の類	维 物 等	事務所・エ	場・その他()	数量	(त्तों) त्तो
		工業所有權等	特許権・実	用新案権・その他	<u>t</u> ()				件
	所 在	地等					30 31	9		
	敢 得	年 月 日		年 月		B	取得価額	(円)
	贈与	年 月 日	平成	年 月	3	E	磨与の時に おける価額	(円) 円
		法人の事業の用に た権利の種類	信地権・賃	信権・使用貸借権	・その他	(3 111 3	9)
	贈与を受けた	技人の事業の用に た部分の割合	%	(計算投售等)						
	贈与後の	り利用状況		500						
	油 人	の名称								
	本店又は主た	る事務所の所在地								
	資本金又	は出資金の額								P
	常時使用す	る従業員の数								人
ı	後人における	保証債務の履行時		If a	後 .	その他	()
	贈与者の役職等	資産を関与した時		野藤	後 .	その他	()
	計画策定の	基とした準則	341							
	計画に定り債務免別	められている 余等の金額								P
AND PRINCIPLE OF		められている で行う金融機関等								
	主たる	債務者		贈与を受けた	法人 •	その作	也 ()
		氏名又は住所								
	債権者	住所又は所在地								
ı	40.00		債務を保証	証した年月日	保	征债	務の種類	保証	した債	務の金額
	保証債	務の内容	- 4	年 月 日						PI
	保証債	務の一部	保証債務の一音	器を履行した年月日	保証	豊務の一部	市を履行した金額	求	賃 権	の額
	現行に目		平成	年 月 日			pq			μ
	W	及び保証債務の一部	WE GO OF THE ANNA	* 10 mm tar 70 mm		10.10	K 2			四

関与		
税理士名	(電話)

435 70- 991	資産課机部門		4	# 5	导	
祝物者		-	•	•	•	-
-						
原文 中间 北京						
TOTAL SEC. 1849					-	
			-	-	-	
					_	_

(資 6-96-A4統一) (平成26年4月1日以後贈与用)

H26. 11

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

1 使用目的

この明細書は、租税特別措置法第40条の3の2第1項に規定する債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税 の特例の適用を受けようとする場合(震災特例法第12条の3の規定により適用を受ける場合を含みます。)に、確定申 告書の添付書類として使用するものです。

なお、贈与した資産のうちに贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、その部分についてはこの特例の対象となりませんので、この明細書のほかに「譲渡所得の内訳書」(贈与した資産が下記2(1)イ又はロの場合は【土地・建物用】、ハの場合は【総合譲渡用】)を作成し、申告する必要があります。

2 記載英領第

(1) 「債務処理計画に基づき贈与した資産に関する事項」欄

贈与した資産のうちに贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、「数量」、「取得価額」及び 「贈与の時における価額」については、当該法人の事業の用に供されている部分に相当する数量等を記載し、() 内 にはそれぞれ贈与した資産の総面積、総額等を記載してください。

なお、当該法人の事業の用に供されている部分については、次の算式により計算した面積に相当する部分又は割合に基づいて計算し、併せて「贈与を受けた法人の事業の用に供されていた部分の割合」に記載してください。

イ 贈与した資産が建物及びその附属設備又は構築物(以下「建物等」という。)の場合

贈与した建物等のうち当該 贈与した建物等のうち当該法人の A 法人の事業の用に専ち供き + の他の部分とに併用されている部分とそ * の他の部分とに併用されている部 A + ている部分の床面積 * ないる部分の床面積

ロ 贈与した資産が建物等の敷地の用に供されている土地の場合

選与した土地のうち当該 贈与した土地のうち当該法人の事法人の事業の用に供され 業の用に供されている建物等の敷 地とし + 地として供されている部分とその であら供されている部分 他の部分とに併用されている部分 の用に供されている部分の床面積 の面積 の面積 当該建物等の床面積

ハ 工業所有権その他の資産(有価証券、土地及び建物等を除き、以下「工業所有権等」という。)の場合

贈与した個人が当該法人から収入すべき当該工業所有権等の使用料の額 贈与した個人が収入すべき当該工業所有権等の使用料の総額

(2) 「贈与を受けた法人に関する事項」欄

「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等(役員を除きます。)の総数によって判定します。この場合、法人が酒造最盛期、野菜田詰・瓶詰製造 最盛期等に敷か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を常時使用する従業員の数に含めてください。

(3) 「債務処理計画に関する事項」欄

- イ 「計画策定の基とした準則」には、私的整理に関するガイドライン、株式会社整理回収機構が定める準則、中小企業 再生支援協議会が定める準則、特定認証紛争解決手続、株式会社地域経済活性化支援機構が定める実務運用標準及び株 式会社東日本大震災事業者再生支援機構が定める準則が該当します。
- ロ 「債務免除等」とは、債務の免除又は債権のその債務者に対する現物出資による移転(当該債務者においてその債務 の消滅に係る利益の額が生じることが見込まれる場合に限ります。)をいいます。

# 上場株式等についての 贈 与 税 相 続 税 の納税猶予の継続届出書 ② ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・										通信	日付印の	0年月日	確認印			#	号
#上場株式等についての 相 続 税 の納税猶予の継続届出書 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※										6	年 月	B		\perp			
#上場株式等についての 相 統 税 の納税額 すの継続相田書 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **						贈与	秘						1.0	入	力	確	報
投務署長 円成 年 月 日	非上	場株式	だ等に	2	いての	相結	がの	納税猶	予0.	継統	記	書出		*		*	
長校 平成 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日						ועוי בור	176										
日野	受付 目											平	戊	F	月	日	
(電話番号 -) 第70条の7第1項 租税特別措置法 第70条の7第1項 租税特別措置法 第70条の7第1項 租税特別措置法 第70年の2至1項の規定により関係書類を落付して届け出ます。 第10項 成力の4第1項 第10項 について確認し、同条 第10項 の規定により関係書類を落付して届け出ます。 第 8項 非 上 場 株 式 等 の	75		税務	署長							=						
第70条の7第1項 和										1	177						
第70条の7第1項 和											T-27					=	п
組税特別措置法 動味の100 5月 項 の規定による 間中限 の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等 新味の104 5月 第10項												話番号			-)	11
無民物が用面性 別級の10%則 の規定により関係書類を添付して届け出ます。 第10項 第10項 第10項 第10項 第10項 第10項 第10項 第10項			第	70条の	7第1項		贈左超										
第10項 の規定により関係書類を落付して届け出ます。 第8項 非上場株式等の 期 与 を 受 け た 相続(遺贈)があった 年月日 平 成 年 月 日	1	且税特別技	普置法第	70条の7	の2第1項の	対定によ	る相続税	の納税の教	哲予を	引き続	いてき	とけたい	いので、	次に推	げるも	兑额等	
# 上場株式等の 期 与 を 受 け た 相談(遺贈)があった 年 月 日 平 成 年 月 日			901														
# 上 場株式等の 贈 与 を 受 け た 相続(遺頭があった 年月日 平成 年 月 日 開 与 者 住 族 相 統 人 所 氏 名 氏 名 氏 名	につ	ついて確認	忍し、同			定により	関係書類	を添付して	届け出	ます。							
# 上場株式等の 相続(遺贈)があった 年月日 平成 年 月 日				第	8項												
開 与 者 住 依 月 所	alt	L +E +4:	+ Mx 0	J	増与を	受けた	年 日	В		24	TTD		p-				
被相続人所	升	上物体	八寺の	1	目続(遺贈)	があった	ヤカ	н		_	平 成		华		Я	F	1
この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。 日 経営(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。 日 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。)	贈	与 着	f f	主						100							
1 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。)	被相	統	F.	听						名							
● 数文は金額 株(ロ・円) 4 認定 (贈与・相続) 承継会社の名称 5 1の基準日の直前の経営 (贈与・相続) 報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。 【 添付書類 】 認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類 ① 定款の写し ② 登記事項証明書 (基準日以後に作成されたものに限ります。) (※1) ③ 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類 (認定 (贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。) ④ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書 (※1) ⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し (※2) ⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写して、よ、会社分割に係る吸収分割契約書若しては新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写して、表準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類 (※1) ②及び④の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。 (※2) ⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。					11170100							400000000000000000000000000000000000000					
● 数文は金額 株(ロ・円) 4 認定 (贈与・相続) 承継会社の名称 5 1の基準日の直前の経営 (贈与・相続) 報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。 【 添付書類 】 認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類 ① 定款の写し ② 登記事項証明書 (基準日以後に作成されたものに限ります。) (※1) ③ 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類 (認定 (贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。) ④ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書 (※1) ⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し (※2) ⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写して、よ、会社分割に係る吸収分割契約書若しては新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写して、表準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類 (※1) ②及び④の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。 (※2) ⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。	2 10	/图中1	C401) 2)	SER 1	相続税	ग्रम						90-					
4 認定 (贈与・相続) 承継会社の名称 5 1の基準日の直前の経営 (贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の以は再計算免除贈与税・相続税額の明細書」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。 【 添付書類 】 認定 (贈与・相続) 承継会社に係る基準日における次に掲げる書類 ① 定款の写し ② 登記事項証明書 (基準日以後に作成されたものに限ります。) (※1) ③ 株主名簿の写しその他の書類で認定 (贈与・相続) 承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定 (贈与・相続) 承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類 (認定 (贈与・相続) 承継会社が証明したものに限ります。) ④ 基準日の直前の経営 (贈与・相続) 報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の認定 (贈与・相続) 承継会社の貸借対照表及び損益計算書 (※1) ⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し (※2) ⑥ 基準日の直前の経営 (贈与・相続) 報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し 基準日の直前の経営 (贈与・相続) 報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類 (※1) ②及び④の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。	0 1	s that in t	- hat	+++	6+ ml / m.	Valed truly Aku	HE I LE ME-	PM (DIT	folle I	LH Mr.	4- Adr .						
5 1の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。 【 添付書類 】 認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類 ① 定款の写し ② 登記事項証明書(基準日以後に作成されたものに限ります。)(※1) ③ 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。) ④ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書(※1) ⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し(※2) ⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し ② 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類 (※1)②及び④の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。 (※2)⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。			こおいて	有する	特例(受	贈・相続)	非上場株式	式等(以下	「非上	場株式	大等 」	といい	ます。)		株(1	· 四)	
係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。 【 添付書類 】 認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類 ① 定款の写し ② 登記事項証明書(基準日以後に作成されたものに限ります。)(※1) ③ 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれもの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。) ④ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社が証明したものと限ります。) ⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し(※2) ⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し ② 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類 (※1)②及び④の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。 (※2)⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。	の数と	又は金額				贈・相続)	非上場株式	式等(以下	「非上	場株式	(等力		ます。)		_株(口	コ・円)	
【 添付書類 】 認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類 ① 定款の写し ② 登記事項証明書(基準日以後に作成されたものに限ります。)(※1) ③ 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。) ④ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書(※1) ⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し(※2) ⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写して、法準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類 (※1)②及び④の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。 (※2)⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。	の数3 4 認定	又は金額 (贈与・	相続)承統	继会社	の名称						581			つき			
① 定款の写し ② 登記事項証明書(基準日以後に作成されたものに限ります。) (※1) ③ 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。) ④ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書(※1) ⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し(※2) ⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し、基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類 (※1)②及び④の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。 (※2)⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。	の数2 4 認定 5 1 の 係るす その明	又は金額 (贈与・)基準日の 期限が到ま 明細を「編	相続) 承統 の直前の統 来した猶 納税の猶	継会社 経営() 予中! 予に	の名称 増与・相 増与税・ オ 系る期限な	院)報告基 目続税額が が到来した	準日の翌 がある場合 と猶予中贈	日から当該 ・又は再計9	基準日	まで <i>0</i> 贈与税)間に ・相約	、経営	承継者に	あった	内税の と場合	猶予に には、	
② 登記事項証明書(基準日以後に作成されたものに限ります。) (※1) 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。) 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書(※1) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し(※2) 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、実面の5に掲げる書類 (※1) ②及び④の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。	の数3 4 認定 5 1 の 係るり に記載	又は金額 (贈与・ 対限が到 明細を「 減の上、こ	相続)承続 の直前の 来した猶 納税の猶 この届出	継会社 経営() 予中! 予に(の名称 贈与・相 贈与税・相 系る期限 系付して摂	院)報告基 目続税額が到来した 品出してく	準日の翌! がある場合 た猶予中贈 ださい。	日から当該 ・又は再計 9与税・相編	基準日享免除売税額	まで <i>0</i> 贈与税 又は再)間に・相続計算が	、経営	承継者に	あった	内税の と場合	猶予に には、	
③ 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。) ④ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書(※1) ⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し(※2) ⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し ⑦ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類 (※1)②及び④の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。 (※2)⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。	の数3 4 認定 5 1 の 係るり に記載 【 添付	マは金額 (贈与・ を基準日の 期限が到明 期の上、 書類】	相続)承続 の直前の 来した猶 納税の猶 この届出	継会社 経営() 予中! 予に(の名称 贈与・相 贈与税・相 系る期限 系付して摂	院)報告基 目続税額が到来した 品出してく	準日の翌! がある場合 た猶予中贈 ださい。	日から当該 ・又は再計 9与税・相編	基準日享免除売税額	まで <i>0</i> 贈与税 又は再)間に・相続計算が	、経営	承継者に	あった	内税の と場合	猶予に には、	
承継会社が証明したものに限ります。) ④ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書(※1) ⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し(※2) ⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し、基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類 (※1)②及び④の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。 (※2)⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。	の数2 4 認定 5 1 の 係るり に記載 【 添付 ① 定意	マは金額 (贈与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	相続)承続 の直前の 来した猶 れ税の 猫 この届出 認定(難	継会社 経営() 予中! 予に付書に初	の名称 増与・相約 自与税・材 系る期限な な付して摂 相続) 承約	院)報告基 目続税額が到来しが 登出してく 社会社に係	準日の翌! がある場合 た猶予中贈 ださい。 :る基準日!	日から当該・又は再計 ・又は再計 9 与税・相緒 こおける次	基準日 章免除 売税額 に掲け	まで <i>0</i> 贈与税 又は再)間に・相続計算が	、経営	承継者に	あった	内税の と場合	猶予に には、	
 ④ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続) 承継会社の貸借対照表及び損益計算書(※1) ⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し(※2) ⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写して、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し、基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類 (※1)②及び④の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。 (※2)⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出 	の数3 4 認定 5 1 の 5 (そその に 添 定 で で に で に で え り れ に る り は り る り る り る り る り る り る り る り る の る の ま の る の ま の る の ま の る の ま の る の る	は金額 は金額 は	目続) 承続 の直前の が表現した が発展した が発展出 の記定(関書) との の記述 の記述 の記述 の記述 の記述 の記述 の記述 の記	継会社 経営() 予中に 書に き 事 他の	の名称 相斜 ・ 相 ・ 相 ・ 相 ・ 相 ・ 相 ・ 相 ・ 相 ・ 相 ・ 相	続)報告基 目続税額が到来した を出してく そ会社に係 なされたも 定(贈与・	準日の翌! がある場合 た猶予中贈 ださい。 (る基準日) のに限り: 相続)承継	日から当該 (又は再計 (又は再計 () () () () () () () () () () () () ()	基準日 章免額 売税額 に掲け ※1)	までの税料をおります。 までの 税 という おりまま は という おいま という おいま という おいま という おいま という おいま という おいま という はんしょう はんしょ はんしょう はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ	の間に ・相線計算が 低名	、経営売税額の 売除贈り では名利	承継者に の通知が 与税・相	あった続税を	納税の に場合 質の明 は所在	猶予にには、 には、細書」 地並び	
承継会社の貸借対照表及び損益計算書(※1) ⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し(※2) ⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し ⑦ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類 (※1)②及び④の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。 (※2)⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出	の数3 4 認 の数 5 1 の の ま 4 に 添 定 登 株 3 は に 2 3 に 2 2 に 2 3 に 2 に 2	マは金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	目続)承続 の直直したの が表 がこれる の記定(が書 に の記定(が書 に の記定(がま の記定(がま の記定(がま の記定(がま の記定(がま の記定(がま の記定(がま の記さした。 の記さした。 の記さした。 の記さした。 の記さした。 の記さした。 の記さした。 の記さした。 の記さした。 の記さした。 の記さした。 の記さした。 の記さした。 の記さした。 の記さした。 の記さした。 の記さした。 のこと。 。 のこと。 のこと。 。 のこと。 のこと。 のこと。 のこと。 のこと。 のこと。 のこと。 のこと。	継会社 経営() 予中に 書与・ 準日の 準 日の に を を に を を を を を を を を を を を を を を を	の名称 相続・ 相続・ 相続・ 相続・ 相続・ 相続・ 単音系が付け、 単語・ は後に でいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます は	院)報告基別報告基別報告基別報告基別報告基別を担けてて をというでは、 をというでは、 で対する。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	準日の翌! がある場合 た猶予中贈 ださい。 (る基準日) のに限り: 相続)承継	日から当該 (又は再計 (又は再計 () () () () () () () () () () () () ()	基準日 章免額 売税額 に掲け ※1) 主又は	までの税料をおります。 までの 税 という おりまま は という おいま という おいま という おいま という おいま という おいま という おいま という はんしょう はんしょ はんしょう はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ	の間に ・相線計算が 低名	、経営売税額の 売除贈り では名材	承継者に の通知が 与税・相	あった続税を	納税の に場合 質の明 は所在	猶予に には、 細書」 地並び	
項の報告書の写し(※2) ⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し ⑦ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類 (※1)②及び④の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。 (※2)⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出	の数3 4 認定 5 1 0 4 5 係 その記載 【 添 作 定 記載 (2 登 株 2 4 3 株 2 4 4 2 4 6 2 4 7 2 4 8 4 6 8 4 6 8 4 6 8	マは金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	目続)承納の を の主した が が の に の に の に の に の に の に に の に の に の に に の に に の に に に に に に に に に に に に に	経会社 経営() 予予に いる かか。 かか。 かか。 かか。 かか。 かか。 かか。 かか。 かか。 かか	の増増系が相対は、大き期間を対して、おいます。 おいま はんき いっこう かいま はんき いっこう はんしょう はんしょ はんしょう はんしょく はんしょ はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ	院)報告基別報告基別報告基別報告基別報告を が到来したく 社出してく 社会社に係 ささに贈り承継ま)	準日の翌6 がある場合財 だと猶予中財 ださい。 る基準日 のに限り 組統)承載 相続)承載	日から当該 又は再計算 与税・相緒 こおける次 ます。) (ま会社の株3 高	基準日 章免額 に掲け ※1) 主 英 発	までの税再でおきます。	の間に ・相解 計算を 氏名)	、経営に 売税贈り マは名を	承継者に の通知が 与税・相	あった 続税 新アンド 定 (貝	内税の に場合 質の明 は所在・	猶予に に細書」 地並が 相続)	
 ⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し ⑦ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類 (※1)②及び④の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。 (※2)⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出 	の数3 4 認定の 5 1の 5 係そに 添付 定 記 に 承 注 に 承 は る り は る り は る は る は る は る は る は る る る る	又は、 一度 大学 は は かく は (増与・ の は で は で は で で は で で で で で で で で で で で	目続)承納の か直した税の の主しの の主しの の主した の主した の主した の主した の主した の主した の主した の主した の主した のに のに のに のに のに のに のに のに のに のに	経会社(経済・)・ 準他認の(贈与	の名称・相手を表示を持ちます。 相手を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	院)報告基額は 相続税金した を出たない。 をはないない。 はないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないでもないでもないである。 とないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでも	準日の翌6 がある場合財 だと猶予中財 ださい。 る基準日 のに限り 組統)承載 相続)承載	日から当該 又は再計算 与税・相緒 こおける次 ます。) (ま会社の株3 高	基準日 章免額 に掲け ※1) 主 英 発	までの税再でおきます。	の間に ・相解 計算を 氏名)	、経営に 売税贈り マは名を	承継者に の通知が 与税・相	あった 続税 新アンド 定 (貝	内税の に場合 質の明 は所在・	猶予に に細書」 地並が 相続)	
は、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し ① 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、 裏面の5に掲げる書類 (※1)②及び④の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出 する必要はありません。 (※2)⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出	の数3 4 認定 5 1の 5 係そに 6 係そに 6 係そに 6 係そに 6 係そに 6 係そに 6 に 7 2 第 6 様 7 4 承 7 6 年 7 6 年	マは 節準 1 月 大	相続)承添加 前面に 一般に 一般に 一般に 一般に 一般に 一般に 一般に 一般に 一般に 一般	接会社(リート) 本他認の(贈りび) からになる 単他認の(贈りび)	の名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	院)報告基数 相続税額をした とと は と と と に 解 う 様 会 社 に が り 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	準日の翌月 がある場合中 がある中中 だださい。 る基準日日 のに限り維 相続)承式 日の翌日か	日から当該 又は再計 り与税・相称 こおける次 ます。)(ま会社の株 ら基準日 ら基準日	基準日 章 売税額 に掲け ※1) 主義決権 までの	までの税再 な書類 のが 終	の間に ・相解 ・計算が 氏名記 ・でする	、経営の 売税額 を除贈り マは名れ できる。 る各事等	承継者に か通知が 与税・相	あった 新元 アンド お で () お で () ま で () ま で ()	納税の に場の明 は 前年・ 贈与・	猶予に に細書」 地相続)	
裏面の5に掲げる書類 (※1) ②及び④の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。 (※2) ⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出	の数3 4 認定 5 1 の 5 1 係 6 でに 6 で 7 で 7 で 8 で 7 で 8 で 8 で 8 で 9	マ () 基限制度 書 かの事名に会性会となり () 基限制度 書 かの事名に会性会となり () といいます。 しいます。 しいます。 しいます。 しいます。 しょう () はいます。	相続) 承納に の直上の税の 認 書してした経典に の基準は 基のるも営表経済 の基準は 基のるも営表経済	継会社(リテート) 書きり 準他認の(贈及営の) にほうびの(関及営の)	の着いない。 の指導与る特別では、 の指導与る特別では、 を類別では、 を類別では、 を類別では、 を類別では、 を類別では、 を類別では、 を類別では、 を数別では、 を述り、 を述り、 を述り、 を述り、 を述り、 を述り、 を述り、 を述り	院)報告基準 目続税額なした 登出してく なさに解う はされたも・ なさに贈う 様子継さ (※1) 報告 (※1)	準日の翌月 がある予中の を着さい。 る基準日日 のに限り 網式 のには、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	日から当該 又は再計3 与税・相称 こおける次 ま会社の係る ま会等に係る の基準日 に行規則第1	基章 売税 掲げ 1) は権 ※主美 まで 2条	までの段再 書業 社の 間に 4項の	D間に ・相解 ・計算 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	、経営: 売税額値 又は名利できる。 各事等	承継者に の通知が 与税・相 が及び住器 等数(器 業年度の し及び同	あたが、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では	的税の に場合 質の明 は 前年・ 望与・ で 又	猶予に (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注)	
(※1)②及び①の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。(※2)⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出	の数3 4 認定 5 1 の 5 1 係 6 で 6 を 7 で 7 で 8 で 8 で 8 で 8 で 9	又は、	相続) 承納に の直にした のが のが のが のが のが のが のが のが のが のが	継会社(信中)に該・ 単他認の(贈及営2) 単の定に降与びの) 単の定に降与びの) 単のになる。	の増増与系付続、となり、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	院)報告基数 相続税数ルける 計算報としてく はさ、 はないたち・継い はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない	準日の翌月 がある予中的 と猶予中的 こる基準日日 のに限り 網統の株本 日の翌日か はの登日か 日の翌日か 日の翌日か	日から当該 3 大 (基章 売税額 おけい ※ 主 注 注 を を で の 第 で の 第 で の	までのないます。までののでは、までののでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	D間に ・相解 ・相解 ・計算 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	、経営で 売税時 はなる。 を事う をある。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 で	承継者にかられている。 ・本書類にいる。 ・本書記述はいる。 ・本言述は、 ・本言述は、 ・本言述は、 ・本言述は、 ・本言述は、 ・本言述は、 ・本言述は、 ・本言述は、 ・本言述は、 ・本言述は、 ・本言述は、 ・本言述は、 ・本言述は、 ・本言述は、 ・本言述は ・本言述は ・本言述は ・本言述は ・本言述は ・本言述は ・本言述は ・本言述は ・本言述 ・本言述 ・本言述 ・本言述 ・本言述 ・本言述 ・本言述 ・本言述 ・本言述 ・本言述 ・本言述 ・本言述 ・本言述	あ続れていている。	内税の合明: は前年 増 項 たた	猶予に (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注)	
する必要はありません。 (※2) ⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出	の数3 2 4 認定 5 1 の 5 係そに添 定登標 5 (本) 本 項 は 5 (6) (7) (7) (7) (8) (7) (8) (8) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8	又は、基限網の費の事を引き、 といるとは、 というない という という という という という という という という という とい	相続)前の維納に おりから おりがり 前の おりがり かん	継経予予書与 準他認の(贈及営2)(収(贈)を ・ しいでに持ちずり、 関係を ・ はいでは、 はいではいいでは、 はいではいいではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいではいいでは、 はいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいでは、 はいではいいではいいではいいでは、 はいではいいではいいではいいでは、 はいではいいではいいではいいではいいではいいでは、 はいではいいではいいではいいでは、 はいではいいではいいではいいではいいでは、 はいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいで	の増増与系付税・根料・根料・根料・根料・根料・根料・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・	院)報告基別 相続税額は が到ましてく 経会社に体 をさに贈う をさに贈う をさい時の を で が り、服告の で を は で が り、 し た り、 し た り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、	準日の翌6 がある場中的 た猶さい。 だる基準日 ののに限り、 を のににの がある。 ののに ののに ののに ののは が を が を が き のの のの のの のの に のの に が る り のの は のの の の の に の の と う と う と う と り と り と り と り と り と り と り	日から当該計算 ・	基章規模 は 1) は権 の 第 での 編 での 第	まで税でのでは、またのではでは、またのではでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは	D間に・計算が ・計算が 低磁 了 で 確 社 係 会 更 に 係 会 世 に 係 会 世 に 係 会 世 に 係 会 世 に 係 会 世 に 係 会 世 に 係 会 世 に 係 会 世 に 係 会 世 に 係 会 世 に 係 会 世 に 係 会 き に か と か と か と か と か と か と か と か と か と か	・ 経営額増 ・ 定税額増 ・ なはさるる。 ・ 本書の写り、 にはいる。 を書いる。 にはい。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはい。 にはいる。 にはい。 にはいる。 にはい。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはい。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはい。 にはい。 にはい。 にはい。 には、 にはい。 にはい。 にはい。 にはい。 には、 にはい。 にはい。 にはい。 にはい。 には、 には、	承継者に が 手類 が を が を が を を が を を が を を を を を を を を を を を を を	あた税をおいて、おいて、おいでは、おいでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	内税の合明 は曹 贈 項 ス た	循に細部 地相に 相続 は 場合 に	
(※2)⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出	の数 2 2 2 3 2 3 2 3 2 4 5 6 7 裏 3 2 3 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	又は、	相向直、現場の一個では、現場の一個では、現場の一個では、現場の一個では、できない、現場の一個では、現場の一個では、現場の一個では、現場の一個では、現場の一個では、現場の一個では、現場の一個では、現場の	継経子予書与 準他認の(曽及営2)増入を 単位認の(曽びの) 増入 増入 単分	の着曽与系付相、人書頭段・ 具魚熊・・刺・柏・根が開て承 作認をしまれる。 日本紙 相約相の はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はい	院)報告基数が 組続税到してく 保制等とは はない はない はない はない はない はない はない はな	準日の翌月 がある事中の翌月 だまされる基準日日 の相続の株 日の一日 の相続の株 日か は、翌日日 日の翌月 日日 日の翌月 日日 日の翌日日 日の翌日日 日の翌日日 日の翌日日	日から当該当 コンスは再相報 こおける次 (三 ま会等に係る ま会等に係る 1 行りの書き 2 本のの 1 行りの書き 2 本のの 1 行りの書き 2 本のの 1 行りの書き 2 本のの 1 行りの書き 2 本のの 1 にいる 1 に	基章 売税 は 1) は権 の 第 では 紙の の 第 で の 第 で の 紙 で の 第 で の 紙 で の 第 で の 紙 で の の の の の の の の の の の の の の の の	ま増又 る書 社の 間 14項 日 11機間 114項 に変合	D間に相対 1 年 1 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年	・経営額増 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	承継者に が事類に が事類に がなりません。 がなりません。 がいまれた。 がいまれた。 がいまれた。 がいまれた。 がいまれた。 がいまれた。 がいまれた。 がいまれた。 がいまれた。 はいれた。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	あ続税を所定と認条更書のかり	納た場のの合明: ボータ は が は で で と いっした。 かって と で と し た し 合って と た し 合って と で と か と の と し 合って と で と か と の と で と か と か と か と か と か と か と か と か と か	猶予に、細書」 地相には も も は は り は り は い は り は い に い り る し い し 、 に り に り に り に り に り に り に り に り に り に	
	の数3 2 4 認 5 1 の 4 記 5 1 の 5 係 そに 添 定 登 株 工 継 基 継 中 の 基 2 2 2 2 3 2 3 2 4 5 6 6 7 裏 3 2 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2	又 () 基限網の 書 の事名に合善会小服告会会の な金 節準があた 類 写項簿のがのの業書の分のに 及る ののである できまれる は、 し 証の名証直貸にの直割直掲して	相向直、現場の一個では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場	継経子予書与 準他認の(関及営2) に収(増は、まる) はなり はなり はなり はなり かんしょう おんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう はんしょう はんじゅう はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょ はんしょく はんしょ	の着曽与系付相、人書頭段・ 具魚熊・・刺・柏・根が開て承 作認をしまれる。 日本紙 相約相の はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はい	院)報告基数が 組続税到してく 保制等とは はない はない はない はない はない はない はない はな	準日の翌月 がある事中の翌月 だまされる基準日日 の相続の株 日の一日 の相続の株 日か は、翌日日 日の翌月 日日 日の翌月 日日 日の翌日日 日の翌日日 日の翌日日 日の翌日日	日から当該当 コンスは再相報 こおける次 (三 ま会等に係る ま会等に係る 1 行りの書き 2 本のの 1 行りの書き 2 本のの 1 行りの書き 2 本のの 1 行りの書き 2 本のの 1 行りの書き 2 本のの 1 にいる 1 に	基章 売税 は 1) は権 の 第 では 紙の の 第 で の 第 で の 紙 で の 第 で の 紙 で の 第 で の 紙 で の の の の の の の の の の の の の の の の	ま増又 る書 社の 間 14項 日 11機間 114項 に変合	D間に相対 1 年 1 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年	・経営額増 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	承継者に が事類に が事類に がなりません。 がなりません。 がいまれた。 がいまれた。 がいまれた。 がいまれた。 がいまれた。 がいまれた。 がいまれた。 がいまれた。 がいまれた。 はいれた。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	あ続税を所定と認条更書のかり	納た場のの合明: ボータ は が は で で と いっした。 かって と で と し た し 合って と た し 合って と で と か と の と し 合って と で と か と の と で と か と か と か と か と か と か と か と か と か	猶予に、細書」 地相には も も は は り は り は い は り は い に い り る し い し 、 に り に り に り に り に り に り に り に り に り に	
	の数 3 定 4 記 6 1 の 5 1 の	又は、	相向直、大学の一個では、「大学の一個では、「大学の一個では、「大学の一個では、「大学の一個では、「大学の一個では、「大学の一個では、「大学の一個では、「大学の一個では、「大学の一個では、「大学の一個では、	接登予予書与 準他認の(関及営)と「収(増)はせせると、「関係を関する」と、「収(増)は、して、 はなど、 はなど、 はなど、 はなど、 はなど、 はなど、 はなど、 はなど	の増与系付続、というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	院)報告基額は 規続税した は統列表してく はさに続う をさに続う をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、	準日の翌月の翌月の翌月の翌月の翌月の翌月の翌月の場合を選された。 だる 基準日日 に (ののに) 承株 のの (ののの) と は のの (のの) と は 日の (のの) と は 田 期限 (のの) と は は に は に は に は に は に は に は に は に は に	日から当該計算 ・	基章規模 は 1) は権の 第 ではの 以後	までののままでののでは、までのできます。 ままず はいの できます はいの できます はいの はい	D間に相対 1 日間 1 日	・経営額増 ・経営額増 ・ といった。 ・ はなる。 ・ はな。 ・ はな。 ・ はな。 ・ はな。 ・ はなる。 ・ はなる。 ・ はなる。 ・ はなる。 ・ はなる。 ・	承継者にが明明を持ち、 ・本書を表している。 ・本書を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を ・本言を ・本言を ・本言を ・本言を ・本言を ・本言を ・本言を ・本言を ・本言を ・本言を ・本言	あ続 所定 認 条 更書あった場 とり (単)	的税の合明 は前年 増 項 つりと場合には	痛たは無害 地相に 相続 は 場 に は 場 に 提出	
関与税理士 電話番号	の数3 4 認定 5 係そに添 定登標される 6 で 裏 は 裏 ※ 2 で 裏 ※ 2 で 第 で ※ 2	又は 遊り 大き	相続 前流 が 対 が 対 が 対 が 対 が 対 が 対 が 対 が が 対 か が 対 か が が が が	接登予予書与 準他認の(関及営)と「収(増)は世準会社(単)に(液・ 見の定に与びの) 増引増一、 あられ	の増与系付続、というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	院)報告基額は 規続税した は統列表してく はさに続う をさに続う をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、	準日の翌月の翌月の翌月の翌月の翌月の翌月の翌月の場合を選された。 だる 基準日日 に (ののに) 承株 のの (ののの) と は のの (のの) と は 日の (のの) と は 田 期限 (のの) と は は に は に は に は に は に は に は に は に は に	日から当該計算 インスは再相組 では、これは再相組 では、これは一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では	基章 売税 掲 1) は権 の 第 で 4 が の 以 年 を 1 日 5	までののままでののでは、までのできます。 ままず はいの できます はいの できます はいの はい	D間に相対 1 日間 1 日	・経営額増 ・経営額増 ・ といった。 ・ はなる。 ・ はな。 ・ はな。 ・ はな。 ・ はな。 ・ はなる。 ・ はなる。 ・ はなる。 ・ はなる。 ・ はなる。 ・	承継者にが明明を持ち、 ・本書を表している。 ・本書を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を、 ・本言を ・本言を ・本言を ・本言を ・本言を ・本言を ・本言を ・本言を ・本言を ・本言を ・本言を ・本言	あ続 所定 認 条 更書あった場 とり (単)	的税の合明 は前年 増 項 つりと場合には	痛たは無害 地相に 相続 は 場 に は 場 に 提出	

《届出をする必要のある方》

次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税又は相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け 出る必要があります。

- 1 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けて
- イ 経営贈与承継期間(注1)の場合 第一種贈与基準日(注2)の翌日から5か月を経過する日
- 経営贈与承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部についてその猶予期限が確定する

第二種贈与基準日(注3)の翌日から3か月を経過する日

-) 「経営贈与承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日又は経営承継者者しくは贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。 「第一種贈与基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過するごとの日をいいます。) 「第二種贈与基準日」とは、経営贈与承継期間の末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。
- (注2)
- 2 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方
- イ 経営承継期間(注4)の場合 第一種基準日(注5)の翌日から5か月を経過する日
- 経営承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまで の期間

第二種基準日(注6)の翌日から3か月を経過する日

- 「経営承継期間」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日又は経営承継者の死亡
- の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。 「第一種基準日」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から1年を経過するごとの日をいいます。
- 「第二種基準日」とは、経営承継期間の末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。
- 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の4第1 項)の適用を受けている方
- 経営相続承継期間(注7)の場合
- 経営相続承継期間(注7)の場合 第一種相続基準日(注8)の翌日から5か月を経過する日 経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定する までの期間

第二種相続基準日(注9)の翌日から3か月を経過する日

- 「経営相続承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの間に贈与者について相続が開始した場合におけるその相続の開始の日からその5年を経過する日又は経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。 「第一種相続基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過
- (注8) するごとの日をいいます。 「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。
- (注9)
- 「経営承継者」とは、
- 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例 (租税特別措置法第70条の7第1項) の適用を受けている方
- は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けてい 17 る方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。 ・ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の4第1項)
- の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、 次に掲げる書類も併せて提出してください。
- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し(※1) ② 次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併を継令社立はなる場合とは株式移転計画書の写し(※1)
-)次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。) イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交
 - 換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書(※1)
- 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合 併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する D 認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類 (合併承継会社又は交換等承継会社が証明し
- たものに限ります。) 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認 書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し (※2)
- (※1) ①及び②イの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までに合併又は株式交換等があっ
- た場合には提出する必要はありません。 (※2)②ハの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

明細は、次の			000-1005 (18-000 8 -18-40-8-18	続人(受達者)の氏名				* *	
	措置法施行令 のとおりです。	第40条の8第34 第40条の8の2		る継続届出書	の提出におけ	る認定(贈与・相)	売)承継会社	生に関する	
郡定(贈本	手・相続) この名称	(変更前)			本店の 所在地	(変更前)			
		I 直前の経営(贈与・ における総収入金	相続)報告基準日額(注1)	① 直前の	事業年度	② 2期前の事業	年度 ③	3期前の事	業年度 円
贈与・相続)	報告基準日の 他の変更、合	翌日から今回の基 併による消滅、他	いいます。)の直直 準日までの間に、限 の会社の株式交換を 事実がある場合にに	簡号の変 完全子会社	事実発	b生日 由			
の基準日の	属する事業年	度の直前の事業年	税の申告書の提出度末における認定						
100 TOTAL		おける資本金の額 おける準備金の額				2			H
2000 100000 00 24.0 00 00			産の貸借対照表に言	十上されてい	る帳簿				円
価額の総		ける総収入金額	AND THE SECURE LIKE SECURE SECURE SECURE	606.000-0.00.000.000.000.000.000.000.000	SCHRONES				H
			の帳簿価額及び運炸	用収入(注2)		帳簿価額		運用収入	
		「価証券	資産保有型子会社 該当する特別子会	上又は資産運		a	円 j		H
			特別子会社の株式(上記株式又は特		外のもの	b	円 k		H
		不動産	現に自ら使用して	こいるもの以	外	c.	PI I		H
	ゴルフ揚その に関する権利)他の施設の利用 	事業の用に供する もの以外	ことを目的	として有する	d	円 m		PI
		工芸品その他の 的所産である動 び宝石	事業の用に供する もの以外	ことを目的	として有する	e	Pi n		Ħ
	現金	、預貯金等	現金及び預貯金そ 経営承継者及び当 係がある者に対す	首該経営承継	者と特別の関		円 0 円		円円
	の配当等の額	to the side who	他これらに類する 経営承継者及び当 係がある者が会村 又は利益の配当の	資産 百該経営承継 上から受けた	者と特別の関		P		_
	の直前の事業 年間に支払わ		会社から支給され 税法第34条又は第 額に算入されない	いた給与の額 第36条の規定		i	Ħ		
⑦ 上記⑤	及び⑥の帳簿	価額の合計額(a+	b+c+d+e+f+g+h+i)				H		
8 上記50	の特定資産の	運用収入の合計額	(j+k+l+m+n+o+p)						円
	産の帳簿価額 価額の総額に	の合計額が資 占める割合		%		その運用収入の合 双入金額に占める ())			%
基準日にお	する常時使用	従業員数(注4)					(85	12(2)-14-A	人 4統一)

- 1 「経営 (贈与・相続) 報告基準日」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用 を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の 適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7 の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法 律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用 を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の 適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7 の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用 を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の 適用を受けている方又は非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税 特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第 11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (注1) 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。^(※)以下同じです。)のみを①欄に記載し、基準日が経営(贈与・相続)承継期間経過後の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。
 - ※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続(遺贈)により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けた方(所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。)については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。
- (注2)「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。
- (注3)会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。
- (注4)「基準日における常時使用従業員数」欄は、平成 26 年 12 月 31 日以前に贈与又は相続(遺贈)により 取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けている方(所得税法等の一部を改正する 法律(平成 25 年法律第5 号)附則第 86 条第 14 項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第 70 条の 7、第 70 条の 7 の 2 又は第 70 条の 7 の 4 の一定の規定の適用を受けている方を除きます。)のみ記載し てください。

26.12

分野の雑マに広て世間よどいホリナ雑マ市時に野	十四 女士 工器 安吾
納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税	* 怕杭悅贺
マ け 亜計管 免除 贈 与 説・ 相 続 段 類 の 服 細 章	

Carrier to	入	か確	認
受贈者、相 続人(受遺 者)の氏名	*	*	

1 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細

香号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付してください。)	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株(ロ)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税額
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相線)非上場株式等の一部譲渡等 ○ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子 会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更		株(口)円	P
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相被)非上場株式等の一部譲渡等 ○ 侍により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子 会社等により □ 会社分割 □ 組織変更		株(口)円	P
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相練)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更		株(口)円	P
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相総)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 株式交換等により他の会社の株式交換完全子 会社等に該当 □ 会社分割 回 組織変更	* *	株(口)円	P

2 再計算免除贈与税・相続税額の明細

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の1の基準日の直前の経営(贈与・相続) 報告基準日の翌日からその基準日までの間に、免除された再計算免除 贈与税 額の明細は、次のとおりです。 相続税

番号	認可決定日	剰余金の配当等の額	再計算免除贈与税・相続税額
	000 K	H	P
	2007 To	P	P
	(e) •	В	н

(資12②-15-A4統一)

- 1 「経営(贈与・相続)報告基準日」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「期限の到来した事由」中
 - イ 「適格合併・適格交換等」とは、租税特別措置法第70条の7第5項又は第70条の7の2第4項(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
 - ロ 「特例 (贈与・相続) 非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7第6項第2号又は第70条の7の2第 5項第2号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
- ハ 「合併により消滅」とは、同法第70条の7第6項第3号又は第70条の7の2第5項第3号(同法第70条の7の4第3項により進用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
- 二 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7第6項第4号又は第70条の7の2第5項第4号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
- ホ 「会社分割」とは、同法第70条の7第6項第5号又は第70条の7の2第5項第5号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
- へ 「組織変更」とは、同法第 70 条の 7 第 6 項第 6 号又は第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 6 号 (同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。) に該当した場合をいいます。
- 3 「事由が生じた年月日」とは、
 - イ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - ロ 「特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
 - ハ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
 - 二 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
- ホ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
- へ 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。
- 4 「2 再計算免除贈与税・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法第70条の7第25項又は第70条の7の2第25項 (同法第70条の7の4第13項により準用する場合を含みます。) による通知があった場合に記載します。
- 5 「認可決定日」とは、租税特別措置法第70条の7第22項又は第70条の7の2第22項(同法第70条の7の4第 13項により準用する場合を含みます。) に規定する「認可決定日」をいいます。
- 6 「剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7第22項第2号又は第70条の7の2第22項第2号(同法第70条の7の4第13項により準用する場合を含みます。)に掲げる金額をいいます。

26.12

				通信日付印 <i>0</i> 年 月	0.00	確認印			F
非上場株式	は等についての	贈与税の納	税猶予の免除届出書	* (死亡	免除)	入 ※	力	確 ※	
税務署、		相続税		(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, Char	/*/		~	
受付印						8		4	
						平成	年	月	
10	税務署長								
		贈与者							
平成	年 月	日に受贈者	(氏名)	
(住所:		相続人等) が 死 亡	1	£0 £6 A	佐 町 世	中国社	
	1966 AMERICAN YEST NOOLA SELECTION	Sint	- I	/ N- 9L L	0,	111. 106 1	M 703 18		
第70条	:の7第16項第 の7の2第16項第1 条の7の4第12	号 の規定により次	の 相 続 税 を免除される の 相 続 税	たいので届	け出ま	す。			
届出者									
7						与 者			
住 所			氏名	<u></u> 印		増 者と :人等	の続柄		
※ 書ききれ	いない場合は適宜の!	用紙に記載してくださ	٤١٠.		1110	7.4			
1 特例(季晰	· 相端) 非上担株式	等(以下「非上場株式等	XILINIAT)						
贈与	を受けた		FICV.V. & Yo						
	贈)があった 年月	H			平成_		年	_月	
2 死亡日にお	おける猶予中 増与税	总 額							
	作物元付 946 年 124	7.			P				
3 免除を受け	贈与税 相続税 額				_				
4 死亡日にお	3いて有する非上場	株式等の数又は金額						株(口	• F
_ 贈与者					979			-81	
5 被相続人	の住所			2名					
限が到来した 相続税額の明	と猶予中贈与税・相 月細書 (免除届出用)	続税額がある場合に)」に記載の上、この	日からその死亡日までのは、その明細を「納税の D届出書に添付して提出し	猶予に係る てくださV	期限が	-	22 (22)		
が付まれる		認定(贈与・相続)承維	社会社に係る次に掲げる書	類					
		に作成されたものに関	艮ります。) (※1)						
① 定款の写し	カ省「その地の事料		承継会社の株主又は社員						
 定款の写し 登記事項記 株主名簿のこれらの者: 			式等に係る議決権の数が	性能できる					
 定款の写し 登記事項語 株主名簿で これらの者: 会社が証明 死亡日の前 	が有する認定(贈与 したものに限ります	。) 相続)報告基準日の翌	式等に係る議決権の数が 日から死亡日までの間に;		事業年	度の認	定(贈与	• 相続)	承
 定款の写り 登記事項詞 株主名簿のこれらの者に会社が証明 死亡日の可能会社の貸債 贈与税においるの写り 認書の写しる 	が有する認定(贈与 したものに限ります 直前の経営(贈与・+ 情対照表及び損益計: ついて届出を行う場 及び同条第6項又は	·。) 相続)報告基準日の翌 算書 (※1) 合には、中小企業に 第12項の報告書の写		終了する各	法律施	行規則	第12条第	育14項の	確
 定款の写り 定款の写り 登記事項詞 株主名簿のこれらの者の名が証明 死亡日の可能会社の貸債 節書の写したし及び同条約 死亡日の同 死亡日の同 	が有する認定(贈与 したものに限ります 直前の経営(贈与・札 情対照表及び損益計: ついて届出を行う場 及び同条第6項又は 88項の報告書の写 直前の経営(贈与・札	。) 相続)報告基準日の翌 算書(※1) 合には、中小企業に は第12項の報告書の写 し(※2) 相続)報告基準日の翌	日から死亡日までの間に; おける経営の承継の円滑	終了する各 化に関する を行う場合 会社分割又	法律施 には、 は組織	行規則 同条第 変更が	第12条9 14項の研 あったり	第14項の 確認書の 場合には	確写
① 定款の写り ② 登記事項詞 ③ 株主名簿は これらの者 会社が証明 (死亡 日貸信 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	が有する認定(贈与 したものに限ります 直前の経営(贈与・ 特対照表及び損益計: ついて届出を行う場 及び同条第6項又は 第8項の報告(贈与・ 素系吸収分割契約書 直前の経営(贈与・	。) 相続)報告基準日の翌 算書(※1) 合には、中小企業に は第12項の報告書の写 し(※2) 相続)報告基準日の翌 の写し若しくは新設く	日から死亡日までの間に おける経営の承継の円滑 し、相続税について届出 日から死亡日までの間に	終了する各 化に関する を行う場合 会社分割又 変変更に係る	法律施 には、 は組織 る組織変	行規則 同条第 変更が 更計画	第12条9 14項の あった	育14項の 確認書の 場合には し	確写、、
① 定款の写り ② 登記事項詞 ③ 株主名簿は これもの書き 会社が証明 ④ 死亡日の質 能増与の写し しし及び亡別のに 。 多 死亡別のでの 会社ののでの のでのでのでので、 会社のでのでので、 会社のでので、 会社のでので、 会社のでので、 会社のでので、 会社のでので、 会社ので、 会社ので、 ので、 会社ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、	が有する認定(贈与 したものに限ります 直前の経営(贈与・札 昔対照表及び損益計: ついて届出を行う場 及び同条第6項又は 幕8項の経営(贈与・札 系る吸収分割契約書 直前の経営(贈与・ 長びる書類	。) 相続)報告基準日の翌 算書(※1) 合には、中小企業に は第12項の報告書の写 し(※2) 相続)報告基準日の翌 の写し若しくは新設/ 相続)報告基準日の	日から死亡日までの間における経営の承継の円滑し、相続税について届出 日から死亡日までの間に 分割計画書の写し又は組織	終了する各 化に関する を行う場合 会社分割又 数変更に係る に合併又は	法律施 には、 は組織 組織変 株式交	行規則 同条第 変更が 更計画 換等が	第12条第 14項の研 あったり 書の写 あったり	蒋14項の 確認書の 場合には し 場合には	確写、、、、

1 届出書を提出する人

贈与者、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合には、経営承継受贈者、 経営承継受贈者の相続人(包括受遺者を含みます。以下同じです。)、経営承継相続人等の相続人又は経営相続 承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、経営承継受贈者、経営承 継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出す る必要があります。

- (注1) 贈与者、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の 提出期限の翌日から起算して1年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡日の直前の経 「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。 営(贈与・相続)報告基準日」は、
- (注2) 贈与者が死亡した場合に経営承継受贈者が提出するこの届出書は、その贈与者の死亡に係る相続税の申 告書と併せて提出する必要があります。

2 記載方法等

贈与者

(1) 標題の「贈与税 曜ヲ祝 相続税」や本文の「受 贈 者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消して 相続人等 ください。

第70条の 7 第16項第 __ 号 第70条の 7 の 2 第16項第 __ 号 」 の箇所について、租税特別措置法第70条の 7 第16項の規定に基づき、 第70条の7の4第12項

この届出書を提出する場合には、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

	区分	記載例
1	贈与者の死亡の時以前に経営承継受贈者が死亡した場合	第70条の7第16項第1号
2	贈与者が死亡した場合	第70条の7第16項第2号

(2) 本文の「平成 年 月 日に受贈者 低名) (住所)」欄には、死亡年月日と住所、氏名を 相続人等 記載してください。

贈与者

- 「受 贈 者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。 (3) 相続人等
- 「認定(贈与・相続)承継会社」は、租税特別措置法第70条の7第2項第1号、租税特別措置法第70条の7の2第2項第1号及び租税特別措置法第70条の7の4第2項第1号に定める会社をいいます。 「贈与者」とは、租税特別措置法第70条の7第1項に定める「贈与者」をいいます。 「受贈者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に定める「経営承継受贈者」をいいます。 (4)
- (5)
- 「相続人等」とは、租税特別措置法第70条の7の2第2項第3号に定める「経営承継相続人等」又は租税特別措置法第70条の7の4第2項第3号に定める「経営相続承継受贈者」をいいます。 (7) (8)
- 「経営承継者」とは、 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を
 - F上場株式等についての贈与枕の船税額予及び免除の特例(租税特別指置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。 口
- 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次の書類も併せて提出してください。 (提出書類)
- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し(※1)
-) 次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。) イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書(※1) (2)

 - 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の 書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(合併承継会社又
 - は交換等承継会社が証明したものに限ります。) 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し(※2)
 - (※1) ①及び②イの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。 (※2) ②ハの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後に合併又は株式交
 - ②ハの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後換等があった場合には書類を提出する必要はありません。 26.12

心化(知	与・相続) 承継会社に関	関する明細書	受贈者、相 統人(受遺	t				- 入	カ	確認
	(免除届出用)	者) の氏名							
	川措置法施行令 第40条の8第35 第40条の8の2 欠のとおりです。	項 の規定による 第42項	る免除届出	書の提出にお	ける	忍定(贈与・	相続)承	継会社	こ関する	5
認定(贈 承継会	与・相続) 土の名称 (変更前)			本店の 所在地	(変更	(前)				
亡等の日の 入金額(注	トレスタック し属する事業年度の直前の各事 注1)	業年度における総 -	① 直前	の事業年度円	100	2期前の事	業年度 円	3 3 ‡	期前の	事業年度
	D直前の経営(贈与・相続)報告 こ、商号の変更、本店所在地の			事実系	生日				100	
会社の株式	大交換完全子会社等となった、 ある場合には、その事由及びそ	会社分割、組織変更	又は解	事	由					
価額の総	の事業年度末における会社の総 総額 の事業年度における総収入金額		計上されて	いる帳簿						PI PI
⑤ 直前の	り事業年度(末)における特定資	産の帳簿価額及び運	用収入(注2	:)		帳簿価額		ĭ	■用収フ	640
	有価証券	資産保有型子会社 該当する特別子会社	土の株式又	は持分	а		H H	j		円
		特別子会社の株式3(上記株式又は持分		外のもの	b		PI PI	c.		P
	不動産	現に自ら使用してい	るもの以	外	С			l		
	ゴルフ場その他の施設の利用 に関する権利	もの以外	ことを目的	として有する	d		円	10		H
	絵画、彫刻、工芸品その他の 有形の文化的所産である動 産、貴金属及び宝石	事業の用に供するこ もの以外	ことを目的	として有する	е		- 8	n <u> </u>		H
		現金及び預貯金その	の他これら	に類する資産	f		円	0//		H
	現金、預貯金等	経営承継者及び当談 係がある者に対する 他これらに類する資	5貸付金及 資産	び未収金その	g		円	0		円
	をの配当等の額 日の直前の事業年度末	経営承継者及び当該 係がある者が会社が 又は利益の配当の都 会社から支給された	いら受けた 質 に給与の額	剰余金の配当 のうち、法人	h		F	_		
(基準	5年間に支払われたもの)		り宋の規定	により損金の	1		-	_		
(基準		税法第34条又は第3 額に算入されない会	仓額							
(基準 以前: (注3)		額に算入されない金	金額				H	_		Щ
(基準 以前: (注3) ⑦ 上記(⑧ 上記(額に算入されないá a+b+c+d+e+f+g+h+i)	金額 %	(i) 特定資產		Hdu 1 40.4	H	_	_	円 %

租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 16 項第 2 号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等の全てを贈与した場合に限り、この明細書を提出してください。

- 1 「経営(贈与・相続)報告基準日」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例 (租税特別措置法第70条の7第1項) の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
- ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則 第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例 (租税特別措置法第70条の7第1項) の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める特別の関係がある者をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 5 「死亡等の日」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第35項の経営承継受贈者又は経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した日若しくは租税特別措置法施行令第40条の8の2第42項の経営承継相続人等が死亡した日又は経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- (注1) 死亡等の日が経営(贈与・相続)承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における 総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。(章)以下同じです。)のみを①欄に記載し、死亡等の 日が経営(贈与・相続)承継期間経過後の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の 各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。
 - ※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続(遺贈)により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の規 定の適用を受けた方(所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第86条第14項に規定する 書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けて いる方を除きます。)については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。
- (注2)「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産 の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。
- (注3)会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。
- (注4)「基準日における常時使用従業員数」欄は、平成26年12月31日以前に贈与又は相続(遭贈)により取得した非 上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けている方(所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第 5号)附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の 7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。)のみ記載してください。

26.12

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細書 (免除届出用)

受贈者、相 続人(受遺 者)の氏名

番号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付してください。)	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株(ロ)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例 贈与・相総)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更		株(口)円	р
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相総)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更		株(口)円	P
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相総)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更		株(口)円	P
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更		株(口)円	F
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(雙与・相総)非上場株式等の一部譲渡等 □ 件により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更		株(口)円	P

(資12②-18-A4統一)

租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合におい ては、特例非上場株式等の全てを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。

- 1 「経営(贈与・相続)報告基準日」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7第1項)の 適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の2第1 項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
- ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条 の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」を いいます。
- 2 「期限の到来した事由」中
- 「適格合併・適格交換等」とは、租税特別措置法第70条の7第5項又は同法第70条の7の2第4 項(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
- 「特例(贈与・相続) 非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7第6項第2号又は同法第 70条の7の2第5項第2号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当し た場合をいいます。
- 「合併により消滅」とは、同法第70条の7第6項第3号又は同法第70条の7の2第5項第3号(同 法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
- 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7第6項第4号 又は同法第70条の7の2第5項第4号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。) に該当した場合をいいます。
- ホ 「会社分割」とは、同法第70条の7第6項第5号又は同法第70条の7の2第5項第5号(同法第 70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
- 「組織変更」とは、同法第70条の7第6項第6号又は同法第70条の7の2第5項第6号(同法第 70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
- 3 「事由が生じた年月日」とは、
 - 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいま す。
 - 「特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいい IZ ます。
- 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
- 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等 の効力が生じた日をいいます。
- ホ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。 へ 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。
- 4 「死亡等の日」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第35項の経営承継受贈者又は経営承継受贈 者に係る贈与者が死亡した日及び租税特別措置法施行令第40条の8の2第42項の経営承継相続人等が 死亡した日又は経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をした 日をいいます。
- (注) 経営承継受贈者、経営承継受贈者に係る贈与者又は経営承継相続人等が贈与税又は相続税の申告 書の提出期限の翌日から起算して1年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡等 の日の直前の経営 (贈与・相続) 報告基準日」は、「贈与税又は相続税の提出期限」となります。

26. 12

					通信日付印の 年 月		確認印		番	号
						No.	7	ħ	確	報
非上場株	式等についての	の相続税の納税	猶予の免除	書出圖	(特例免	除)	*	.73	**	194
税務署									120	
受付印 /						10	平成	年	月	В
	SK W SH E						1705			
	税務署長					₩70.8	- m 7 m	0 第16	でなっ	且
私は、租税	特別措置法第70多	冬の7第1項の規	定の適用に	系る贈与を	とし、同法	第70	条の7	0 4	第12	項
の規定により	次の相続税を免し	余さ <mark>れたいので</mark> 届	け出ます。							
届出者										
₹										
住 所	Not with the Printer			_ 氏 名 _						印
認定(相続)承	総会社の商号		377.10 Table - Section 18	40						5
 特例(相続) の贈与をした年 		下「非上場株式等」	といいます。)		平成_	年		月	_日
2 非上場株式等	の贈与を受けた人	の住所・氏名								
住所	1.10.0			氏名						3
3 贈与の直前に	おいて有する非上	場株式等の数又は金	2額						株(口	・円)
4 贈与を1.たま	上場株式等の数又	け金新				(5)			株(口	• 四)
	100000000000000000000000000000000000000					0			5	
5 贈与の直前に	おける猶予中相続	稅額				83				_円
6 免除を受ける*		第一トレット いまし年 1 → 2	Z-98057							m
SERVICE CONTRACTOR CO.	MESTIC RESIDENCE	算式により計算した金	EAU							
	:相続(遺贈)した年	0.02				平均	<u> </u>	F	Я	=
8 被相続人の住	所			氏名_						
る期限が到来し 税額の明細書 場合に限ります	た猶予中相続税額/ (免除届出用)」に ・。)。	売) 報告基準日の翌 がある場合には、そ 記載の上、この届出 てを贈与した日にお	の明細を「納出書に添付して	兇の猶予に 提出してく	係る期限が ださい(非	到来し上場株	た猶予の会	中贈与種	党・相組	売
① 定款の写し										
		以後に作成されたも 認定(相続)承継会			VH夕新工	水色声	VIHE	生批选	rki i	1
	認定(相続)承継	会社の株式等に係る								
	-	続) 報告基準日の翌	翌日から贈与を	した日まで	の間に終了	する各	事業年	度の認?	定(相組	売)
	対照表及び損益計算									
		続) 報告基準日の翌 契約書若しくは新設								H
The second second second		続)報告基準日の翌								4
には、裏面の4	に掲げる書類									
						tr 2.67	風子マロ	1 DI 24-	rs + 7 +	
	書類は、贈与をして る必要はありませ	と日が相続税の申告 ん。	書の提出期限	の翌日から	同日以後5	午を駐	10991	1以則	でめ るも	9

記載方法等

1 届出書を提出する人

経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が経営(相続)承継期間の末日の翌日以後に同法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、贈与をした日から6か月以内に提出する必要があります。

- 2 記載方法等
- (1) 届出者の欄には、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の住所、氏名及び認定(相続)承継会社の商号を 記載してください。
- (2) 「6 免除を受ける相続税額」欄には、次の算式により計算した金額を記載してください。

贈与をした特例非上場株式等の数又は金額

猶予中相続税額 ×

贈与の直前における特例非上場株式等の数又は金額

- (注) 計算した金額に百円未満の端数があるとき又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額 又はその全額を切り捨ててください。
- (3) 「7 非上場株式等を相続(遺贈)した年月日」欄には、届出者が非上場株式等を相続(遺贈)により取得をした年月日を記載してください。
- (4) 「8 被相続人の住所_氏名_」欄には、非上場株式等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適 用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
- ロ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例 (租税特別措置法第70条の7の 4第1項) の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった 場合には、次の書類も併せて提出してください。

(提出書類)

- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し(※1)
- ② 次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転 がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)
 - イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継 会社の貸借対照表及び損益計算書(※1)
 - ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他 の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並び にこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(合併承継 会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。)
 - ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の 確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し(※2)
- (※1)①及び②イの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。
- (※2) ②ハの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

26.12

	年 月 日	
# LIB # - 1		入力確
非上場株式等についての納税猶予の 相続税	免除申請書	* *
税務署		
受付印/	平成	年月日
税 務 署 長 殿	Ŧ	
	住所	
	Western	
	氏名	— — FI
第70条の7第17項 租税特別措置法 第70条の7の2第17項 の規定により納利 第70条の7の4第12項	の猶予に係る猶予中の 贈与税 相続税	こついて、
次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請し	ます。	
1 この申請に係る事由の別		
認定(贈与・相続)承継会社の名称	所在地	
※ 該当する事由にレ点を付してください。		
□ ① 租税特別措置法 (第70条の7第17項第1号・第70条の	の2第17項第1号)に該当	
(譲渡先の氏名又は名称)	2	
(譲渡先の住所又は所在地)		
□ ② 租税特別措置法 (第70条の7第17項第2号・第70条の	の2第17項第2号)に該当	
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命	令があった日) 平成 <u></u> 年	月日
(解散をした日)	平成年	月日
□ ③ 租税特別措置法(第70条の7第17項第3号・第70条の	の2第17項第3号)に該当	
(吸収合併存続会社等(注1)の名称)	-	780
(吸収合併存続会社等の所在地)		
□ ④ 租税特別措置法(第70条の7第17項第4号・第70条の	の2第17項第4号)に該当	
(株式交換完全親会社等(注2)の名称)		<u> </u>
(株式交換完全親会社等の所在地)	<u> </u>	
2 1の事情が生じた年月日	平成年	月 日
3 1の事情の詳細		
※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。		<u> </u>
4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算	disk with the state of	
※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄~④欄は記① 猶予中贈与税・相続税額(注3)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	靴を要しません。 ・・・・・①	円
② 特例(受贈・相続)非上場株式等の譲渡等の対価の額(注	4) · · · ②	
③ 特例(受贈・相続) 非上場株式等の時価に相当する金額		
④ ②と③のいずれか大きい金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
⑤ 剰余金の配当等の額(イ+ロの金額)(注6)・・・・・		円
イ 経営承継者(注7)及び経営承継者と生計を一にする者	19	
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・・		円)
ロ 会社から支給された給与(注8)の額のうち、法人税法	W/25	
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	(C)	円)
⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額(①-(④+⑤)		
※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。	ж 💿 🔻	
1		

(裏) 《添付書類等》

この申請書は、経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。 なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内(譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人(包括受遺者を含みます。)が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内)にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- 租税特別措置法 (第70条の7第17項第1号・第70条の7の2第17項第1号) に該当する場合とは、
- 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定(贈与・相続)承継会社の非上場株式 等の全部の譲渡等をした場合
 - 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第36項及び租税特別措置法施行規則第23条の9第32項に定める者を いいます
-) 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合(再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。)において、再生計画若しくは更生計画(債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。)に基づき非上場株式等を消却するために認定(贈与・相続)承継会社の非上場 株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。
 - (注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第37項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同項に定める 計画(以下「債務処理計画」といいます。)をいいます。

- 訂画 (以下「債務必要訂画」といます。) をいます。
 【①に該当する場合の添付書類】
 1 譲渡等後の認定(贈与・相総)承継会社の登記事項証明書(譲渡等後に作成されたものに限ります。)
 3 譲渡等後の認定(贈与・相総)承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相総)承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相総)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(認定(贈与・相総)承継会社が証明したものに限られます。)
 - その他参考となる書類

- 【②に該当する場合の添付書類】 1 次に掲げる認定(贈与・相続)承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類 ・「再生計画」・・認定(贈与・相続)承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類 ・「更生計画」・・認定(贈与・相続)承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
- ・「債務処理計画、窓起・(贈与・相総)承継会社に係る債務処理計画が成立したことを証する書類 2 譲渡後の認定 (贈与・相続) 承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定 (贈与・相続) 承継会社の全ての株主 又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類 (認定 (贈与・相続) 承継会社が証明したものに限ら
- れます。) 3 その他参考となる書類 租税特別措置法(第70条の7第17項第2号・第70条の7の2第17項第2号)に該当する場合とは、認定(贈与・相続) 承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類 その他参考となる書類
- 租税特別措置法 (第70条の7第17項第3号・第70条の7の2第17項第3号) に該当する場合とは、認定 (贈与・相続) 承継会社が合併により消滅した場合をいいます。
- 【添付書類】 1 合併があったことを明らかにする書類 2 その他参考となる書類 租税特別措置法(第70条の7第17項第4号・第70条の7の2第17項第4号)に該当する場合とは、認定(贈与・相続) 承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等(注2)となった場合をいいます。
 - 株式交換等があったことを明らかにする書類
- 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社(株式交換完全子 (注1)
- (注2)
- ・ 株式交換元主税云任寺」とは、云任広が105米第1項第1方に及足する株式交換元主税云任(株式交換元主 会社)又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全視会社(株式移転完全子会社)をいいます。 認定(贈与・相続)承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定(贈与・相続)承継会社の解散の直前、認定 (贈与・相続)承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。 (注3)
- (昭守・柏紀) 単継宗社の合け及い株式文祭寺がその効力を生する巨前の指す中増与代観・柏紀代観をいいます。 特例 (受贈・相続) 単継余社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。) 、交換等対価の額(会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定(贈与・相続)承継会社の株主に対して交付する 財産をいいます。) をいいます。 「特例 (受贈・相続) 非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第33
- (注5) 項に定める金額をいいます。 認定(贈与・相続)承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、認定(贈与・相
- (注6) 総) 承継会社の解散前5年間に支払われたもの、認定(贈与・相総) 承継会社の合併及び株式交換等がその効力 を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。
- とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」 の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- (注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

26 12

		通信日付印の年月日	確認印	8	3	*
		年 月 日			Ш.	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			入	カ	確
	株式等についての納税猶予の 相続税 の再計算等	免除申請書		*		*
(税務署						117
********	税務署長	Ψ,	成	年	月	日
		Ŧ				
		住所				
		氏名	_		_	—,F
ŧ	第70条の7第1項 第70条の7の2第1項 の規定による納税の 租税特別措置法 第70条の7の2第1項 の規定による納税の	\ <u>-</u>		贈与税相続税	につ	いて、
次の	第70条の7の4第1項 第22項 のとおり同条 第22項 の規定の適用を受けたいので、関係書業 第13項	順を添付して申請し				
1	申請に係る事由の別					
		not No				
(※ 認)	底(贈与・相続)承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において		産につき	田栽特別	排置法前	行会
	第40条の8第43項1号又は第40条の8の2第51項1号で定める評定が行		210 - C	mile 1970	186 (22.12.00)	21.2.12
	② 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において 第40条の8第43項1号又は第40条の8の2第51項1号で定める評定が行		産につき	且税特別	措置法施	行令
	民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして程 ② の2第45項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実 同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行む。	が生じた場合において、 わたこと	その会		る資産に	こつき
2 10	③ の2第45項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実	が生じた場合において、				
2 1の 3 1の 4 再計	③ の2第45項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実 同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行む 事情が生じた年月日 事情の詳細 (※ 書ききれない場合は適宜の用紙に配載してください。) 算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算	が生じた場合において、 れたこと 平成	その会		る資産に	こつき
2 100	 ③ の2第45項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実 同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行む 事情が生じた年月日 事情の詳細 (※ 書ききれない場合は適宜の用紙に配載してください。) 算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算 猶予中贈与税・相続税額(注1) 	が生じた場合において、 れたこと 平成	年_		る資産に	Eoè
2 1の 3 1の 4 再計	③ の2第45項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実 同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行む 事情が生じた年月日 事情の詳細 (※ 書ききれない場合は適宜の用紙に配載してください。) 算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算	が生じた場合において、 水たこと 平成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	年		る資産に	- S
2 1 の 3 1 の 4 再計	③ の2第45項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実 同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行む 事情が生じた年月日 事情の詳細 (※ 書ききれない場合は適宜の用紙に配載してください。) 算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計 猶予中贈与税・相続税額(注1) 再計算猶予中贈与税・相続税額(注2) 下表の「特例(受贈・相続) おける価額の計算」の「認可決 に基づき再計算をした納税猶予 配入します。	が生じた場合において、 水化こと 平成 平成 非上場株式等の認可決定 定世における価額」機の 分の贈与税額又は相続税	年		る資産に	EOB
2 100 3 100 4 再計 ①	③ の2第45項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実 同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行む 事情が生じた年月日 事情の詳細 (※ 書ききれない場合は適宜の用紙に配載してください。) 算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算 猶予中贈与税・相続税額(注1) 再計算猶予中贈与税・相続税額(注1) 下表の「特例(受贈・相続) おける価額の計算」の「認可決 に基づき再計算をした納税猶予 配入します。 剰余金の配当等の額(イ+ロ)(注3)	が生じた場合において、 水化こと 平成 平成 非上場株式等の認可決定 定世における価額」機の 分の贈与税額又は相続税	年		る資産に	- S
2 1 0 3 1 0 3 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0	③ の2第45項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実 同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行む 事情が生じた年月日 事情の詳細 (※ 書きされない場合は適宜の用紙に配載してください。) 算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計 猶予中贈与税・相続税額(注1) 再計算猶予中贈与税・相続税額(注2) 「下表の「特例(受贈・相続) おける価額の計算」の「認可決 に基づき再計算をした納税猶予 剰余金の配当等の額(イ+ロ)(注3) 経営承継者(注4)及び経営承継者と生計を一にする者が認定(贈与・ 剰余金の配当て相続)承継会社から支給された給与(注6)の額のうち、 認定(贈与・相続)承継会社から支給された給与(注6)の額のうち、	が生じた場合において、 水たこと 平成 非上場株式等の認可決定 定日における価額」側の 分の贈与税額又は相談税 相続)承継会社から受	年		る資産に	EOB
2 100 3 100 4 再計 ① ②	③ の2第45項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実 同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行む 事情が生じた年月日 事情の詳細 (※ 書ききれない場合は適宜の用紙に配載してください。) 算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計 猶予中贈与税・相続税額(注1) 再計算猶予中贈与税・相続税額(注1) 「下表の「特例(受贈・相続) おける価額の計算」の「認可決に基づき再計算をした納税猶予 記入します。 剰余金の配当等の額(イ+ロ)(注3) 経営承継者(注4)及び経営承継者と生計を一にする者が認定(贈与・ 剰余金の配当又は利益の配当の額 認定(贈与・相続)承継会社から支給された給与(注5)の額のうち、 の規定により損金の額に算入されない金額	が生じた場合において、 水たこと 平成 非上場株式等の認可決定 定日における価額」側の 分の贈与税額又は相談税 相続)承継会社から受	年		る資産に	F F
2 100 3 100 4 再計 ② ③	③ の2第45項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実 同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行む事情が生じた年月日事情の詳細 (※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。) 算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算。 満予中贈与税・相続税額(注1) 再計算猶予中贈与税・相続税額(注2) 下波の「特例(受贈・相続) おける価額の計算」の「認可決に基づき再計算をした納税猶予配入します。 剰余金の配当等の額(イ+ロ)(注3) 経営承継者(注4)及び経営承継者と生計を一にする者が認定(贈与・利金の配当又は利益の配当の額 認定(贈与・相続)承継会社から支給された給与(注5)の額のうち、の規定により損金の額に算入されない金額 再計算免除贈与税・相続税額(①-(②+③)) ※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる特例(受贈・相続) 非上場株式	が生じた場合において、 水化こと 平成 平成 非上場株式等の認可決定 定世における価額」側の分の贈与税額又は相続税 相続)承継会社から受 法人税法第34条又は第 等の認可決定日における信	年 年 日に額額を けた 336条	比の有す	る資産に	をCごを
2 100 3 100 4 再計 ② ③	③ の2第45項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実 同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行む事情が生じた年月日事情の詳細 (※ 書ききれない場合は適宜の用紙に配載してください。) 事猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算 猶予中贈与税・相続税額(注1) 再計算猶予中贈与税・相続税額(注2) 「下表の「特例(受贈・相続) おける価額の計算」の「認可決に基づき再計算をした納税猶予 「新会の配当等の額(イ+ロ)(注3) 経営承継者(注4)及び経営承継者と生計を一にする者が認定(贈与・網総)未会の配当工利益の配当の額 認定(贈与・相総)承継会社から支給された給与(注5)の額のうち、の規定により損金の額に算入されない金額 再計算免除贈与税・相続税額(①-(②+③)) ※ 再計算着予申贈与税・相続税額の計算の基となる特例(受贈・相総)非上場株式等の認可決定日における価額の計算	が生じた場合において、 水化こと 平成 平成 非上場株式等の認可決定 定世日における価額」側の分の贈与税額又は相続税 相続)承継会社から受 法人税法第34条又は第 等の認可決定日における信	年 年 日に額額を計算	比の有す	る資産に	F F F F F F F F F F F F F F F F F F F
2 100 3 100 4 再計 ② ③ ④	③ の2第45項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実 同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行む事情が生じた年月日事情の詳細 (※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。) 算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算。 満予中贈与税・相続税額(注1) 再計算猶予中贈与税・相続税額(注2) 下波の「特例(受贈・相続) おける価額の計算」の「認可決に基づき再計算をした納税猶予配入します。 剰余金の配当等の額(イ+ロ)(注3) 経営承継者(注4)及び経営承継者と生計を一にする者が認定(贈与・利金の配当又は利益の配当の額 認定(贈与・相続)承継会社から支給された給与(注5)の額のうち、の規定により損金の額に算入されない金額 再計算免除贈与税・相続税額(①-(②+③)) ※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる特例(受贈・相続) 非上場株式	が生じた場合において、 水化こと 平成 非上場株式等の認可決定 定度日における価額」機の 分の贈与税額又は相続税 相続)承継会社から受 法人税法第34条又は第 等の認可決定日における値 における値 における値 における値 が における値 における値 における値 における値 における値 における値 における値 における値 における値 における値 における にはな にはな にはな にはな にはな にはな にはな にはな	その会会 年_ 日価額を けた 336条	比の有す	る資産に	をCごを
2 1 m 3 1 m 4 再計 ① ② ③ ④ 4 有計 ④ ④ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥	③ の2第45項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実 同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行む事情が生じた年月日事情の詳細 (※ 書きされない場合は適宜の用紙に配載してください。) 事猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算 満予中贈与税・相続税額(注1) 再計算猶予中贈与税・相続税額(注2) 「下表の「特例(受贈・相続) おける価額の計算」の「認可決に基づき再計算をした納税猶予・開入します。 利余金の配当等の額(イ+ロ)(注3) 経営承離者(注4)及び経営承離者と生計を一にする者が認定(贈与・相続)承継会社の記り規金の額に算入されない金額 再計算免除贈与税・相続税額(①-(②+③)) ※ 再計算商子中障与税・相続税額(①-(②+③)) ※ 再計算商子中障与税・相続税額の計算の基となる特例(受贈・相続)非上場株式等の認可決定日における価額の計算において認定(贈与・相続)承継会社の発 「可決定日の直前において認定(贈与・相続)承継会社の発 をがあるものに限ります。)の総数又は総額の全てを贈与又は相続の時における認定(贈与・相続)承継会社の発	が生じた場合において、 水化こと 平成 非上場株式等の認可決定 定世における価額」機の 分の贈与税額又は相続税 相続)承継会社から受 法人税法第34条又は第 等の認可決定日における値 行済株式又は出資 (に続により取得したと 社の株式又は出資の	その会 年 日価額を けた 336条 画額を計算	比の有す	月	F F F F F F F F F F
2 100 3 100 4 再計 ② ③ ④	③ の2第45項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実 同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行む事情が生じた年月日事情の詳細 「※ 書きされない場合は適宜の用紙に配載してください。) 算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算 一方の 「特別 (受贈・相続税額 (注1) 再計算猶予中贈与税・相続税額 (注2) 「下表の「特例 (受贈・相続) おける価額の計算」の「認可決に基づき再計算をした納税猶予・開介をします。 「下表の配当等の額 (イ+ロ) (注3) 経営承離者 (注4) 及び経営承離者と生計を一にする者が認定 (贈与・相続) 承継会社の記 の規定により規金の額に算入されない金額 再計算免除贈与税・相続税額 (①- (②+③)) ※ 再計算第予中贈与税・相続税額の計算の基となる特例 (受贈・相続) 非上場株式等の認可決定日における価額の計算 認可決定日の直前において認定 (贈与・相続) 承継会社の発 (の一の) 「一の) 「一の) 「一般) 「一般) 「一般) 「一般) 「一般) 「一般) 「一般) 「一般	が生じた場合において、 水化こと 平成 非上場株式等の認可決定 定世における価額」機の 分の贈与税額又は相続税 相続)承継会社から受 法人税法第34条又は第 等の認可決定日における値 行済株式又は出資 (に続により取得したと 社の株式又は出資の	その会 年 日価額を けた 336条 画額を計算	比の有す	月	F F F F F F F F F F F F F F F F F F F
2 100 3 100 4 再計 ① ② ③ ④	③ の2第45項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実 同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行む事情が生じた年月日事情の詳細 「※ 書ききれない場合は適宜の用紙に配載してください。) 算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計 猶予中贈与税・相続税額(注1) 再計算猶予中贈与税・相続税額(注2) 「下衷の「特例(受贈・相続) 新ける価額の計算」の「認可決に基づき再計算をした納税猶予配入します。 剰余金の配当等の額(イ+ロ)(注3) 経営承継者(注4)及び経営承継者と生計を一にする者が認定(贈与・網定とより損金の額に算入されない金額 再計算億予中贈与税・相続税額(①-(②+③)) ※ 再計算億予中贈与税・相続税額(①-(②+③)) ※ 再計算億予中贈与税・相続税額の計算の基となる特例(受贈・相続)非上場株式等の認可決定日における価額の計算 認可決定日の直前において認定(贈与・相続)承継会社の発格があるものに限ります。)の総数又は総額の全てを贈与又は相続があるものに限ります。)の総数又は総額の全てを贈与又は相続ののもの贈与又は相続の時における認定(贈与・相続)承継会のの1単位当たりの価額 認可決定日の直前において有していた認定(贈与・相続)承継会	が生じた場合において、 水化こと 平成 非上場株式等の認可決定 定世における価額」機の 分の贈与税額又は相続税 相続)承継会社から受 法人税法第34条又は第 等の認可決定日における値 行済株式又は出資 (に続により取得したと 社の株式又は出資の	その会 年 日価額を けた 336条 画額を計算	比の有す	月	F F F F F F F F F F

《添付書類等》

この申請書は、経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に、認定(贈与・相続)承継会社について、民事再生法の 規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その認定(贈与・相続) 承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げ る事由(以下「申請事由」といいます。)のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日(以下「認可 決定日」といいます。)における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに 使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内(その認可決定日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、その経営承継者の相続人(包括受遺者を含みます。)がその経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内)に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

- 1 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合(申請事由の①又は②に該当する場合)
- (1) 認可決定日における認定 (贈与・相続) 承継会社の定赦の写しその他の書類で、その認定 (贈与・相続) 承継会社 が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定 (贈与・ 相続) 承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
- (2) 認定(贈与・相続)承継会社に係る登記事項証明書(認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限ります。)
 - イ 認可決定日の前日において、経営承継者が認定 (贈与・相続) 承継会社の代表権を有する者であった旨
- ロ 再生計画の認可の決定があった場合にあっては、監督委員又は管財人が選任されている旨
- (3) 認可決定日における認定(贈与・相続)承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定(贈与・相続)承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(その認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。)
- (4) 認定(贈与・相続)承継会社に係る再生計画(民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。)の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその認定(贈与・相続)承継会社に係る更生計画(会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。)の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
- (5) 認定(贈与・相続)承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第43項第1号又は第40条の8の2第51項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表
- 2 租税特別措置法施行令第40条の8第37項又は第40条の8の2第45項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に 規定する事実が生じた場合(申請事由の③に該当する場合)
 - (1) 申請事由の③の事実が生じた日における認定(贈与・相続)承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定(贈与・相続)承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定(贈与・相続)承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - (2) 認定(贈与・相続)承継会社に係る登記事項証明書(申請事由の③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その事実が生じた日の前日において、経営承継者が認定(贈与・相続)承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限ります。)
- (3) 申請事由の③の事実が生じた時における認定(贈与・相続)承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定 (贈与・相続)承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその 認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(その認定(贈与・相続)承継会社が証明 したものに限ります。)
- (4) 認定(贈与・相続) 承継会社に係る債務処理計画(その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第128条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限ります。)の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
- (5) 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、(4)の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第37項又は第40条の8の2第45項に規定するものである旨を証するもの
- (注1) 「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。
- (注2) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、認定(贈与・相続)承継会社の特例(受贈・相続)非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第35項の規定により算出した金額を、特例の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその認定(贈与・相続)承継会社の特例(受贈・相続)非上場株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。
- (注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。 なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。
- 配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。 (注4) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第24項に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2 第24項に規定する「経営承継相続人等」又は同法第70条の7の4第24項に規定する「経営相続承継受贈者」を いいます
- (注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

					通信日付日		確認印			番	5
		- 1		- 1-1-1-	A L WIN WIL		al eta	入	力	確	
胃与者が死T	こした場合	の非上場株式	式等については	の相続税の)納税猶	予の報告	告書	*		*	
税務署受付印											
1000	税務署	F				平成		年	月	月	
					住所						
					1.57.00,000						
					氏名_	話番号	-	X	-		印)
租税特	別措置法第70	0条の7の4第1	項の規定による相	続税の納税の	猶予を受け	けたいので	、次	こ掲げ	る税額	等	
について	確認し、同条	第7項第2号の	規定により報告し	ます。							
18-T0 T03949 <mark>8</mark>			// (
1 特局承聯北	ト担体士祭の)贈与を受けた年	8.0			W cD		E	п	E	_
1 NUVIX XEEP	上侧体环分子。	が日子で文リルー	ЛН			T/IX_			=′^-		
20	[[[] [[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [営相続報告基準日			202020					
(以下「基	準日」といい	*ます。) (注1)			平成_	4	F	_月_	F	- Ann
3 2の基準日	における猶予	中贈与税額									Ð
	において有す	- る特例相続非上	場株式等の数又は	金額					株(Р	
4 2の基準日	において有す	- る特例相続非上	場株式等の数又は	金額					株(
4 2の基準日	において有す 継会社の明細	- る特例相続非上	場株式等の数又は	金額							
4 2の基準日 5 認定相続承 認定相続承	において有す 継会社の明細 名 称 本店の	(変更前)	場株式等の数又は	金額							
4 2の基準日 5 認定相続承 認定相続承	において有す 継会社の明細 名 称	- る特例相続非上	場株式等の数又は	金額					_株(
4 2の基準日 5 認定相続承 認定相続承 選定相続 承継会社	において有す 継会社の明細 名 称 本店の 所在地	で (変更前)	場株式等の数又は 場までに終了する名	(0.00.5.5.0)	おける総収入		2)		株(
4 2の基準日 5 認定相続承 認定相続承 選定相続 承継会社	において有す 継会社の明細 名 称 本店の 所在地	で変更前) (変更前) (変更前) (変更前)	日までに終了する名	(0.00.5.5.0)	計る総収え		2) 期前の	事業年月			
4 2の基準日 5 認定相続承 認定相続承 選定相続 承継会社	において有す 継会社の明細 名 称 本店の 所在地	で変更前) (変更前) (変更前) (変更前)	日までに終了する名	子事業年度にお	かける総収プ 円			事業年息			
4 2の基準日 5 認定相続承 認定相続 承継会社 相続税の申	において有す 格会社の明細 名 称 本店の 所在地 古書を提出する 直前の事業年	(変更前) (変更前) (変更前) る日の直前の基準 度	日までに終了する名 2期前の	・事業年度にお ・事業年度	円	3	期前の		度	- P	
4 2の基準日 5 認定相続承 認定相続承 組続税の申・ 認定相続承	において有す 継会社の明細 名 称 本店の 所在地 吉書を提出する 直前の事業年	で変更前) (変更前) (変更前) る日の直前の基準 度	日までに終了する名	・事業年度にま ・事業年度 なる消滅、株式	円	3	期前の		度	- P	
4 2の基準日 5 認定相続承 認定相続承 組続税の申・ 認定相続承	において有す 継会社の明細 名 称 本店の 所在地 吉書を提出する 直前の事業年	で変更前) (変更前) (変更前) る日の直前の基準 度	日までに終了する名 2期前の 地の変更、合併によ	・事業年度にま ・事業年度 なる消滅、株式	円	3	期前の		度	- P	
4 2の基準日 5 認定相続承 認定相続承 組続税の申・ 認定相続承	において有す 継会社の明細 名 称 本店の 所在地 吉書を提出する 直前の事業年	で変更前) (変更前) (変更前) る日の直前の基準 度	日までに終了する名 2期前の 地の変更、合併によ	・事業年度にま ・事業年度 なる消滅、株式	円	3	期前の		度	- P	
4 2の基準日 5 認定相続承 認定相続承 相続税の申 認定性元全子 事 由	において有する	(変更前) (変更前) (変更前) る日の直前の基準 度 円	日までに終了する名 2期前の 地の変更、合併によ 事実がある場合には	・事業年度にま ・事業年度 なる消滅、株式	円	3	期前の		度	- P	
4 2の基準日 5 認定相続承 認定相続承 相続税の申 認定性元全子 事 由	において有する	で変更前) (変更前) (変更前) る日の直前の基準 度	日までに終了する名 2期前の 地の変更、合併によ 事実がある場合には	・事業年度にま ・事業年度 なる消滅、株式	円	3	期前の		度	円円	
4 2の基準日 5 認定相続承 認定相続承 相続税の申 認定性和 を換え子 事 由 基準日にお	において有する	(変更前) (変更前) (変更前) (変更前) る日の直前の基準 度 円 の変更、本店所在では解散のである。	日までに終了する名 2期前の 地の変更、合併によ 事実がある場合には	・事業年度にま ・事業年度 なる消滅、株式	円	3	期前の		度	門件式	
4 2の基準日 5 認定相続承 認定相続承 相続税の申 認定性和 を換え子 事 由 基準日にお	において有する 株会社の明細 名 称 本店の 所在地 古書を提出する 直前の事業年 株会社が商号の かける ない する 資本 金の が	(変更前) (変更前) (変更前) (変更前) る日の直前の基準 度 円 の変更、本店所在では解散のである。	日までに終了する名 2期前の 地の変更、合併によ 事実がある場合には	・事業年度にま ・事業年度 なる消滅、株式	円	3	期前の		度	円円	
4 2の基準日 5 認定相続承 認定相続承 相続税の申 認定性和 を換え子 事 由 基準日にお	において有する 株会社の明細 名 称 本店の 所在地 古書を提出する 直前の事業年 株会社が商号の かける ない する 資本 金の が	(変更前) (変更前) (変更前) (変更前) る日の直前の基準 度 円 の変更、本店所在では解散のである。	日までに終了する名 2期前の 地の変更、合併によ 事実がある場合には	・事業年度にま ・事業年度 なる消滅、株式	円	3	期前の		度	円円	

《この報告書の提出をする必要のある方》

非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けようとする経営相続承継受贈者(租税特別措置法第70条の7の4第2項第3号に定める者をいいます。)が、特例受贈非上場株式等に係る贈与者の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から5月(贈与者が経営相続承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第2項第5号の5年を経過する日の翌日以後に死亡した場合には3月)を経過する日が贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合に、相続税の申告書と一緒にこの報告書を提出する必要があります。

- (注1) 「経営相続報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の4第2項第6号に定める日を いいます。
- (注2) 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度が経営相続承継期間(租税特別措置法第70条の7の4第2項第5号に定める期間をいいます。)の場合は、相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。)のみを「直前の事業年度」欄に記載し、また、その事業年度が、経営相続承継期間経過後の場合は、この報告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度以前3期分の各総収入金額を記載してください。

なお、その事業年度が経営相続報告基準日の直前の租税特別措置法第70条の7第2項第7 号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する場合にはこの欄への記載を要しません。

様式

	俊 住 所	T −	相続の	年	月
	相		年月日		
f	人氏名		職業		
	次 葉 申告に係る課税価格、税額等及び	『更正の請求による課税価	格、税额	等	
(1)	(相 税額等の計算明細	続 税)	11100		
(1)	区 分	申告 (更正·決定) 額	部	求	額
	① 取 得 財 産 の 価 額	円			円
	② 相続時精算課税適用財産の価額				
	③ 債 務 及 び 葬 式 費 用 の 金 額				
	④ 純資産価額(①+②-③)	× ×			
	⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額				
	⑥ 課 税 価 格 (④ + ⑤)				
	⑦ 相続税の総額 ((2)の⑨の金額)				
	一般の場合	%			%
	⑨ 算出税額(⑦×®)	円			円
	租税特別措置法第70条の6第 2項の規定の適用を受ける場合				
	⑪ 相続税法第 18 条の規定による加算額				
	② 暦年課税分の贈与税额控除額				
	税の配偶者の税額軽減額				
	额 4 未 成 年 者 控 除 額				
	控				- 22
	除饱相次相続控除额				
	額 ① 外 国 税 額 控 除 額				
	(B) 計 税 額				
	(9+0-8) Xit (0+0-8)				
	贈与税類控除額				
	② 医療法人持分税額控除额				
	② 小 計 (9 - 20 - 20) ② 農 地 等 納 税 猶 予 税 額				
	The SARP (ASS) IS 1800 Bits 1801 St. 180 ASS				
	529 a S a W a S S a Mar a S a Mar a S a S S S S S S S S S S S S S S S S	2			
	図 医療法人持分納税猶予税額 (図-図- 図 申告期限までに納付すべき税額				
	(②-③- ② 申告期限までに納付すべき税額 ②-⑤-⑤) ② 選 付 さ れ る 税 額	7			
(2)	相続税の総額の計算明細	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
3-6	区分	申告 (更正·決定) 額	請	求	額
	① 取 得 財 産 価 額 の 合 計 額	円		50%25	円
	② 相続時精算課税適用財産価額の合計額				
	③ 債務及び葬式費用の合計額				
	④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額				
	⑤ 課 税 価 格 の 合 計 額				
	⑥ 法 定 相 続 人 の 数	人			人
	⑦遺産に係る基礎控除額	円			円
	⑧ 計算の基礎となる金額(⑤-⑦)				

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等 (相 続 税 - 付 表 4)

租税特別措置法第 70 条の7の8(医療法人の持分についての相続税の 納税猶予及び免除)又は同法第 70 条の7の9(医療法人の持分についての 相続税の税額控除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基	づく課税遺産総額	リ等の記	十算	40	111	-			
	区		分	申告	(更正・決定)	100	請	求	額
① 医療法人持分柱	目続人等の医療法	人の持分	の価額			H			
② 医療法人持分	目続人等に係る債	务及び葬	式費用の金額						
③ 医療法人持分柱	目続人等が相続又	は遺贈に	より取得した財産の価額			- 45			
④ 控除未済債務都	質 (①+②-③)	赤字の場	合は0)						
⑤ 特定価額(①-	一④)(1,000円未満	切捨て)(赤字の場合は〇)						
⑥ 医療法人持分柱	目続人等以外の相談	売人等の	課税価格の合計額						
⑦ 基礎控除額									
⑧ 特定価額に基へ	づく課税遺産総額	(5)+6	(- (⑦)			Ī			
(2)「特定価額に基	づく相続税の総額	リ等の記	十算 (請求額)	I C					
9	00		特定価額に基づく相	続税の総額	間の計算				
法定相続人の氏名	法定相続分	0	法定相続分に応ずる取得金額 (8×⑩)	12	相続税の総額	の基础	礎となる利	額	
	7		, 000	g U					
	/		,000						
	/		,000	×					
	/		,000	8					
	/		,000						
法定相続分の合計	1		③ 相続税の総額(②の合計額)						0

2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

		区			分	申告	(更正・	決定) 1	質	請	求	額
D 5		去人持分相続人等の税額控除額 4税額控除額を差し引いた額	の合計	と相続時精算課税分の贈与税額	空除額の合計から暦年課税				7			H
2	特定	価額に基づく医療法人持分	相続人	等の算出税額(1の⑬×10	の⑤/1の (⑤+⑥))							
3	特定	価額に基づき相続税額の2	割加算	iが行われる場合の加算金額	(②×20%)							
4	(2)+	③-医療法人持分相続人等	の暦年	課税分の贈与税額控除額)の	②金額 (赤字の場合は0)							
(5)	医療	法人持分相続人等の課税価	各に基	づく算出税額 (赤字の場合は))							
6	(O)	+④-⑤)の金額 (赤字の場	合はの)								
7	(④	-⑥) の金額 (赤字の場合は	0)									
8	特例の	適用に係る医療法人が2以上を	る場合	の医療法人ごとの医療法人特分	納税猶予税額等				_		_	70
1	(医療	法人名)	に係る	医療法人持分納税猶予税額等 (⑦×イの持分の価額/1の①)	(100円未満切捨て)							
п	(医療	法人名)	に係る	医療法人持分納税猶予税額等 (⑦×ロの持分の価額/1の①)	(100円未満切捨て)							
^	(医療	法人名)	に係る	医療法人持分納税猶予税額等 (⑦×ハの持分の価額/1の①)								
9	医療	法人持分納税猶予税額等(力の金	額(100円未満切捨て)又は⑧	の金額の合計額)							
	1	「医療法人の特分についての 受ける場合	納税猶	予及び免除の特例」の適用を	医療法人特分納税猶予税額 (③の金額)							-
00		「医療法人の持分についての	(1)	持分の全てを放棄したとき	医療法人特分税額控除額 (②の金額)							
	п	税額控除の特例」の適用を 受ける場合	(p)	持分の一部を放棄し、その残 余の部分を基金拠出型医療法 人の基金として拠出したとき	医療法人神分視額控除額(注)							

(注) 申告書第8の4表の付表に基づいて計算した金額を記載してください。

(資15-1-3-4-A4統一)

次 葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等 (贈 与 税)

	区 分		申告(更正·決定)額	請求額
	財産の価額の合計額(課税価格)	1	円	E
	配偶者控除額	2		
	基礎控除額	3		
I 暦 年	②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③)	4		
年課税分	④に対する税額	(5)		
23	外国税額の控除額	6		
	医療法人持分税額控除額	7		
	差引税額(⑤-⑥-⑦)	8		
Ⅱ 相続時	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	9		
相続時精算課税分	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	10		
	課税価格の合計額(①+⑨)	11)		
	差引税額の合計額 (納付すべき税額(⑧+⑩))	12		
III	農地等納税猶予税額	13)		
合計	株式等納税猶予税額	14)		
	医療法人持分納税猶予税額	15)		
	申告期限までに納付すべき税額 (⑫-⑬-⑭-⑮)	16)		

(資15-1-4-1-A4統一)

(平成26年分以降用)

特定贈与者の氏名

次 葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等 (贈 与 税 - 付 表 1)

相続時精算課税の適用を受けている場合の計算明細書

	区 分		申告(更正·決定)額	請	求	額
	財産の価額の合計額(課税価格)	19	円			円
79227	過去の年分の申告において控除した特別控 除額の合計額(最高2,500万円)	20				
相続	特別控除額の残額(2,500 万円ー⑳)	21)				
時	特別控除額(⑩の金額と⑪の金額のいずれか低い金額)	2				
精算	翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-20-22)	23)				
課	②の控除後の課税価格(⑨-②)	24)				
税分	②に対する税額(②×20%)	25				
23	外国税額の控除額	26				
	差引税額(四一回)	27)				

(注) この付表は、相続時精算課税に係る特定贈与者ごとに作成してください。

(資15-1-4-2-A4統一)

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等 (贈 与 税 ー 付 表 2)

住宅取得等資金の非課税の適用を受けて いる場合の計算明細書

	区 分		申告(更正·決定)額	請	求	額	
	住宅取得等資金の合計額1	28	円				円
住	住宅取得等資金の合計額2	29					
宅取	非課税限度額 (1,000 万円又は 500 万円)	30					
得	平成 24 年分又は 25 年分の贈与税の 申告で非課税の適用を受けた金額	31)					
等資	非課税限度額の残額(30-31)	32)					
金	②のうち非課税の適用を受ける金額	33					
の非	②のうち非課税の適用を受ける金額	34)					
課税	非課税の適用を受ける金額の合計額 (33)+(34))	35)					
分	③のうち課税価格に算入される金額 (②3−33)	36)					
	②のうち課税価格に算入される金額 (②)-③)	37)					

(資15-1-4-3-A4統一)

(平成26年分用)

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等 (贈 与 税 ー 付 表 3)

震災に係る住宅取得等資金の非課税の 適用を受けている場合の計算明細書

	区 分		申告(更正·決定)額	請	求	額	
***	住宅取得等資金の合計額1	38	円				円
震災	住宅取得等資金の合計額2	39					
特例法	非課税限度額 (1,500 万円又は 1,000 万円)	40					
の)住 字	平成24年分又は25年分の贈与税の申告 で震災非課税の適用を受けた金額	41)					
取	非課税限度額の残額(40-41)	42		3			
等	38のうち非課税の適用を受ける金額	43					
資金	③のうち非課税の適用を受ける金額	44)					
の非	非課税の適用を受ける金額の合計額 (④3+④4)	45					
課税	③8のうち課税価格に算入される金額 (③8-④3)	46					
分	③のうち課税価格に算入される金額 (③9-④4)	47)					

(資15-1-4-4-A4統一)